

# 國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

## 「公事方御定書」の編纂途上の法文を載せる法律書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-05-11 キーワード: 公事方御定書, 法律書 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000372">https://doi.org/10.57529/0002000372</a>

# 「公事方御定書」の編纂途上の法文を載せる法律書

高 塩 博

はじめに

- 一 「公事方御定書」編纂過程の概略
  - 二 「公事方大成」および「当時御法式」
  - 三 「裁許破綻背」および「御定書（仮称）」
  - 四 「元文秘録」
  - 五 「台政評定訣」
  - 六 幕府法律書の一形態
- むすび

「台政評定訣」収載の法文一覧

史料翻刻「台政評定訣」（香川大学附属図書館神原文庫蔵）



## はじめに

ここに紹介する「当時御法式」「公事方大成」「裁許破綻背」「元文秘録」「台政評定訣」などと題する写本は、編纂途上にある「公事方御定書」の草案段階の法文を収載する法律書である。これらの写本に共通するのは、「評定所御定書」という法律書<sup>1)</sup>と組み合わせて一書に編成されていることである。本稿は、これらの写本に収載する法文を通じて、「公事方御定書」の編纂過程の一端を明らかにするとともに、このような法律書が作成された理由について若干の考察を加える。あわせて「評定所御定書」の性格についても考えをめぐらそうと思う。

## 一 「公事方御定書」編纂過程の概略

最初に、「公事方御定書」上下巻の編纂過程について、その概略を述べておこう。<sup>2)</sup> 編纂開始の下命は、元文二年（一七三七）閏十一月九日のこと、その御用掛に寺社奉行牧野越中守（貞通）、町奉行松波筑後守（正春）、勘定奉行杉岡佐渡守（能連）が任命された。「公事方御定書」上下巻の法文が定まるのは、寛保二年（一七四二）三月二十七日のことであるから、その編纂には四年半近くの時間を要したことになる。編纂の開始から元文五年（一七四〇）五月までの二年五箇月ほどを編纂過程の前段として、それから完成までのおよそ一年十一箇月を後段として考えると編纂の経緯を理解しやすい。

前段の過程は次のようである。編纂の下命から程なくして、御定書御用掛三奉行は「元文三年御帳」すなわち

元文三年草案を提出した。この草案の実質的な担当者は勘定奉行杉岡佐渡守である。草案は「当時之例帳の様」な内容であり、「御仕置附モ有之候得共、多分ハ御書付御触書等書載」せたものであった。<sup>(3)</sup>

元文三年三月十四日、將軍徳川吉宗はこの草案を増補してさらなる草案を編纂することを命じた。しかしながら、この編纂作業ははかばかしくは進まず、主力の杉岡佐渡守が同年七月二日に逝去してしまう。そこで同年九月九日、新しい御定書掛三奉行である牧野越中守、町奉行石河土佐守（政朝）、勘定奉行水野対馬守（忠伸）に対して、「公事方定書之事、畢竟大意計之儀候間、附札之趣ニ所々直之、其外ニも右附札ニ准シ、可改分ハ改之、下番ニて可被差出候」と下命した。その結果できたのが、「元文四未年御帳」すなわち元文四年草案である。元文四年三月の提出であり、草案はこの時から上下巻に分かれた。吉宗はこの草案に緑筆をもって修正意見を認め、翌元文五年五月十日、これを下付した。この「緑色御書入御好之趣有之帳面」を受け取った御定書掛三奉行は、緑筆の修正意見に関する本格的な検討を後回しとして、吉宗の承認を得た法文についての帳面を作成した。これが元文五年草案である。<sup>(4)</sup>ここまですが編纂過程の前段である。

編纂過程の後段は、「公事方御定書」奥書にいう「前々被仰出之趣并先例其外」を「評議之上追々」に伺う過程である。元文五年・寛保元年の両年中の伺はもっぱら下巻の法文を決定するための伺であって、上巻についての伺は第一条、第二条、第四十九条、第五十六条の四箇条にすぎない。御定書掛三奉行は、元文五年草案の諸法文について時には二度三度の検討を加え、さらなる改訂案を將軍吉宗に提示するとともに、「前々被仰出之趣并先例其外」を審議してこれを法文に仕立て、こちらも吉宗に提案する。吉宗は、これらの法文に対して逐一目を通し、あるいは是とし、あるいは修正意見をのべて御定書掛三奉行に検討を命じた。御定書掛三奉行は吉宗修正案を審議してあらためて法文を報告した。このようなやりとりを経て法文を次々と確定していった。つまり編纂過程の後段は、主

として犯罪と刑罰に関する法文すなわち刑法規定を確定したのである。

「綠色御書入御好之趣有之帳面」が下げ渡された元文五年五月から「公事方御定書」上下巻の法文が定まる寛保二年三月までのおよそ一年十一箇月の間に、御定書掛三奉行がおこなった「追々」の伺と、これに応答した吉宗の下知は、「科条類典」によつて確認すると、左の通りである。まず、元文五年中に七回、翌寛保元年中には五回の応酬があった。（日にち不記載の場合は、□日と表記した。）

- |  |   |              |
|--|---|--------------|
| ① 元文五年閏七月十六日伺（下巻五箇条 <sup>(5)</sup> ）     | ↓ | 同年同月□日下知     |
| ② 元文五年八月□日伺（上巻二箇条・下巻四箇条 <sup>(6)</sup> ） | ↓ | 同年八月二十八日下知   |
| ③ 元文五年九月五日伺（上巻二箇条 <sup>(7)</sup> ）       | ↓ | 同年同月十一日下知    |
| ④ 元文五年九月□日伺（上巻二箇条・下巻二箇条 <sup>(8)</sup> ） | ↓ | 同年十月五日下知     |
| ⑤ 元文五年十月□日伺（下巻六箇条 <sup>(9)</sup> ）       | ↓ | 同年十一月七日下知    |
| ⑥ 元文五年十一月十日伺（下巻一箇条 <sup>(10)</sup> ）     | ↓ | 同年十一月十九日下知   |
| ⑦ 元文五年十二月□日伺（下巻五箇条 <sup>(11)</sup> ）     | ↓ | 寛保元年四月十四日下知  |
| ⑧ 寛保元年三月二十三日伺（下巻三箇条 <sup>(12)</sup> ）    | ↓ | 同年四月二日下知     |
| ⑨ 寛保元年四月□日伺（下巻一箇条 <sup>(13)</sup> ）      | ↓ | 同年四月九日下知     |
| ⑩ 寛保元年六月□日伺（下巻九箇条 <sup>(14)</sup> ）      | ↓ | 同年九月二十二日下知   |
| ⑪ 寛保元年十一月□日伺（下巻三四箇条 <sup>(15)</sup> ）    | ↓ | 寛保二年二月二十九日下知 |
| ⑫ 寛保元年十二月□日伺（下巻三七箇条 <sup>(16)</sup> ）    | ↓ | 寛保二年三月二十二日下知 |
- 寛保二年に入ると、制定直前の三月になつてから下巻四箇条についての伺がなされた。これに対する下知は、前

年十二月伺に対する下知と併せて、三月二十二日になされている。

⑬寛保二年三月□日伺 (下巻四箇条)<sup>(17)</sup>

↓ 同年三月二十二日下知

この下知を最後として、「公事方御定書」下巻各条の法文がようやく固まったのである。<sup>(18)</sup>

次節以下に紹介する諸写本は、編纂過程後段において確定した刑法規定の法文を収載するのである。

## 二 「公事方大成」および「当時御法式」

この二書は、荃田佳寿子氏がその著『江戸幕府法の研究』の中で紹介された幕府法律書である。「公事方大成」<sup>(19)</sup> (二冊) は、「御定書取計帳書抜」と「公事訴訟取捌定書」との二つの部分から成る。本書の末尾には書写に関する奥書が存し、そこに「寛延元辰年月日、右他借之本を以書写置也」と記される。荃田氏によると、「公事訴訟取捌定書」の「記載形式はいたって不備であつて、資料的価値は低いといわねばならない。しかし比較的書体はしっかりとした写本であるから、一応寛延元年の写とみてよさそうである」という (同書三五頁)。前半部分の「御定書取計帳書抜」は、「公事方御定書」の編纂途上の法文を収載する。内表紙に「寛保元酉年当六月相伺候処、九月御下知相済候分 御定書取計帳書抜 牧野越中守 石河土佐守 水野対馬守」という文言が記される。ついで「目録」が存し、「公事方御定書」の条文名八箇条が列記される。左の通りである (括弧内の「公事方御定書」下巻の条文数は引用者注記、以下同じ)。

- 一 対地頭え強訴其上致徒党逃散之百姓御仕置之事 (第二十八条)
- 一 倍金并白紙手形にて金銀貸借致シ候者御仕置之事 (第三十九条)

- 一 密通御仕置之事（第四十八条）
- 一 隠鉄炮有之村方咎之事（第二十一条）
- 一 盗人御仕置之事（第五十六条）
- 一 人殺御仕置之事（第七十一条）
- 一 怪我ニて相果候者相手御仕置之事（第七十三条）
- 一 十五歳以下之者御仕置之事（第七十九条）

本書は続いてこれらの法文を記す。「科条類典」によるに、これらは御定書掛三奉行が寛保元年六月に提出した伺に対して、同年九月二十二日付けで下知となった法文である。すなわち、前掲した伺・下知一覧表⑩に該当する。これらの法文が終了した後、次の記事が存する（括弧は引用者）。

御定書取計帳之内、当六月相伺、去月御下知相済箇条帳一冊相廻し候、御順達留リ之御方々越中守殿え御返し可被成候、以上、

十月二日

水野対馬守  
石河土佐守  
牧野越中守

本多紀伊守様（正珍、寺社奉行）  
大岡越前守様（忠相、寺社奉行）  
山名因幡守様（豊就、寺社奉行）  
嶋 長門守様（祥正、町奉行）

神谷志摩守様 (文敬、勘定奉行)

河野豊前守様 (通喬、勘定奉行)

神尾若狭守様 (春央、勘定奉行)

木下伊賀守様 (信名、勘定奉行)

「当六月」とは寛保元年六月のことであり、「去月」とは同年九月二十二日のことである。言うまでもなく、牧野、石河、水野の三人は御定書掛三奉行、本多紀伊守より木下伊賀守までの八人は評定所一座を構成する寺社・町・勘定奉行の人々である。つまり右の記事は、評定所寄合の式日である十月二日、御定書掛三奉行が「御下知相済箇条帳一冊」すなわち將軍の裁可を得た法文を評定所一座の面々に提示してこれを回覧に供したことを示している。荃田氏は、「公事方大成」の巻頭から右の記事までを翻刻しておられる(前掲書五六五～五七〇頁)。

現在、本書の原本を披見することができないが、荃田氏の解説によると、後半部分の「公事訴訟取勘定書」は「評定所御定書」の類本であり、四〇六箇条からなる。巻末に御定書掛に対する褒賞記事が存し、次の奥書が記される(前掲書九四頁)。

右之通御評定 大御所様御代 御当代御定書三百七拾余ヶ条は、元文二巳年十一月三奉行被窺上記之、

寛延元辰年月日

本書の成立に関して、荃田氏は、「御定書取計帳書抜」が筆写された寛延元年は、(中略)まだ「公事方御定書」は流布されておらず、また他見を許さなかった法典であるだけに、直接御定書編纂にかかわりのなかった筆写者が、任意に断片的な二資料を集録して「公事方大成」と名附けたのであろう」と述べておられる(前掲書三六頁)。「当時御法式」(上下巻、一冊)もまた、「評定所御定書」の類本と「公事方御定書」の編纂途上の法文などで構成

される。上巻が「評定所御定書」の類本であり、二七二箇条から成る。第一条は、「一国郡境に川附寄之例ハ不用之」という法文であり、最終条は「一死罪ニ可成者致欠落、其身方々奉行所え於訴出ハ、一等を宥め遠島」という法文である。

「公事方御定書」の編纂途上の法文は、下巻に収載されている。下巻冒頭は、元文二年二月御触の質地証文五箇条より酒狂致刀脇差にて人疵付候者之事まで、触書、書付など一通の法令類を集録する。続いて「寛保年中被仰出」として「公事方御定書」の法文八箇条を収載する。なお、上巻と下巻の間に「磔獄門之御仕置」と題して四枚の図（獄門捨札、磔捨札・幟、磔柱、獄門臺の書式と寸法）を掲載する。「公事方御定書」の法文八箇条は、左の通りである。

地頭え対強訴其上徒党致逃散之百姓御仕置（第二十八条）

倍金并白紙手形にて金銀貸借いたし候者御仕置之事（第三十九条）

密通御仕置之事（第四十八条）

隠鉄炮有之村方咎之事（第二十一条）

盗人御仕置之事（第五十六条）

人殺御仕置之事（第七十一条）

怪我にて相果者相手御仕置之事（第七十四条）

十五歳以下之者御仕置之事（第七十九条）

これらの法文は、「公事方大成」の「御定書取計帳書抜」に収載するのと同じである。すなわち、寛保元年六月伺に対して、同年九月二十二日下知となった法文である。配列もまた、「御定書取計帳書抜」に同様である。以上

のことから、寛保元年九月二十二日に下知となった法文は、右の八箇条が右の配列にて「御下知相済箇条帳」に記載されていた、ということが判明する。ただ、次の点が不明である。「御定書取計帳書抜」「当時御法式」の両書とも、伺・下知一覧表⑩の九箇条のうち、申掛いたし候御仕置之事（第六十五条）の法文が見えないことである。

### 三 「裁許破綻背」および「御定書（仮称）」

この二書もまた明治大学博物館所蔵の写本である。両書とも、「評定所御定書」の類本と編纂途上の「公事方御定書」法文とで構成される。「裁許破綻背」<sup>(21)</sup>（二冊）は、「評定所御定書」最後の「裁許破綻背御仕置者大概」を巻頭に配置換えし、その見出しを「裁許破綻背」としている。本書は、この見出しを書名に採用したものである。表紙の題箋、内表紙とも、この表題が記される。本書は、奥書に「明和六己丑年五月十日写之、直親七十一歳」と記されるので、明和六年（一七六九）書写の写本であると思われる。本書の前半部分に「評定所御定書」の類本が収載され、それは三九八箇条から成る（荃田氏は四〇一条とかぞえる）。本来の第一条は、「一関八州へ申出公事、御料私領共御勘定奉行初判、関八州之外は御料之分へ、右同断、大岡越前守支配之分へ、越前守初判出之」というもので、本来の最終条は「一子共無之町人へ、存生之中致吟味、書置認、町年寄方へ可相渡候、百姓は、庄屋年寄加印之讓状、家督之者へ相渡置、無左候てハ紛敷、書置曾て取上無之候」という法文である。この法文の次に「元文六酉正月」と年月が記されており、これが奥書に相当する。

後半部分は、前半部分と区別することなく書き継がれている。後半部分の「公事方御定書」の法文は、寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知のもので、借金銀取捌之事に始まって遠島者人犯御仕置之事に至る三〇箇条で

ある<sup>(22)</sup>。左の通りである。

- (1) 借金銀取捌之事（第三十三条）
- (2) 盗人御仕置之事（第五十六条）
- (3) 人殺御仕置之事（第七十一条）
- (4) 密通御仕置之事（第四十八条）
- (5) 奉公人請人御仕置之事（第四十二条）
- (6) 盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事（第五十七条）
- (7) 火附御仕置之事（第七十条）
- (8) 乱気ニて人殺之事（第七十八条）
- (9) 科人欠落尋之事（第二十九条）
- (10) 人別帳ニも不加他之者差置御仕置之事（第二十五条）
- (11) 譲屋敷取捌之事（第四十一条）
- (12) 縁談極候娘と致不義候を切殺候者之事（第四十九条）
- (13) 三鳥派不受不施御仕置之事（第五十二条）
- (14) 人勾引御仕置之事（第六十一条）
- (15) 謀書謀判御仕置之事（第六十二条）
- (16) 火札張札致候者御仕置之事（第六十三条）
- (17) 二重質二重書入二重売御仕置之事（第三十七条）

- (18) 欠落者之儀ニ付御仕置之事 (第四十二條)
- (19) あはれもの御仕置之事 (第七十六條)
- (20) 婚礼之節石打候者御仕置之事 (第七十六條)
- (21) 倒死并捨者手負病人等有之を不訴出者御仕置之事 (第五十九條)
- (22) 廻船荷物出売出買并舟荷物押領致候(者)御仕置之事 (第三十八條)
- (23) 辻番人御仕置之事 (第八十六條)
- (24) 変死之者内証ニて葬候寺院御仕置之事 (第五十四條)
- (25) 毒薬并似せ薬(志)御仕置之事 (第六十六條)
- (26) 似せ金銀拵候者御仕置之事 (第六十七條)
- (27) 似せ秤似せ舛拵候もの御仕置之事 (第六十八條)
- (28) 裁許并裏判不請者御仕置之事 (第十九條)
- (29) 御留場ニて鳥殺生致候者御仕置之事 (第二十二條)
- (30) 遠島者<sup>(再)</sup>人犯御仕置之事 (第八十四條)

右の法文は、前掲の伺・下知一覽表⑩に該当する。「科条類典」によると、寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文は三四箇条を数える。理由は不明であるが、本書はそのうちの裁許絵図裏書加印之事(第二條)、人相書を以御尋ニ可成者之事(第八十一條)、新規之神事仏事并奇怪異説之御仕置之事(第五十三條)、捨子之儀ニ付御仕置之事(第四十五條)の四箇条を欠く。また本書収載の三〇箇条の法文の内、冒頭の借金銀取捌之事から火附御仕置之事までは題号(条文名)が記されていない。一方、乱氣ニて人殺之事から最後の遠島者人犯御仕置之事ま

では題号が記載されている。

「御定書<sup>(23)</sup>（仮称）」（二冊）は、白表紙であって書名を示す文字は無い。「御定書」は所蔵機関が与えた仮の表題である。文化二年（二八〇五）十二月書写の旨の奥書が存する。墨付第一丁の冒頭は、「一関八州より申出ル公事、御料私領共ニ御勘定奉行初判、関八州之外も御料所之方ハ、右同断、大岡越前守支配之分ハ、越前守初判也」というもので、いきなり「評定所御定書」の本文が始まる。本文は三九三箇条から成る。最終条は、「一御仕置物有之四五日前、御ためし御用ニ付町奉行え為知、前日首切同心之事達ル」というものである。

編纂途上の「公事方御定書」法文は、改訂もせず右に続けて始まるが、冒頭に「御下知相済候御定書」という見出しを設けている。その法文は、寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文、すなわち前掲の伺・下知一覧表<sup>(1)</sup>にあたる。この時下知のあった三四箇条のうちの三〇箇条である。法文の配列、および裁許絵図裏書加印之事（第二条）以下の四箇条を欠くことは、「裁許破掟背」と同様である。題号を省略し、法文のみを羅列する（ただし、最後の法文にのみ「遠島者<sup>(再)</sup>并犯御仕置之事」という題号が存する）。三〇箇条の法文の終わった後、御定書掛三奉行の名が「寛保二戊三月改懸り 牧野越中守 石川土佐守 水野対馬守」と記される。

#### 四 「元文秘録」

次に紹介する「元文秘録」（二冊）は、神宮文庫所蔵の写本である。<sup>(24)</sup>書名は題簽および巻末に記されたものであり、内題としては存しない。前半部分が「公事方御定書」の編纂途上の法文、後半部分が「評定所御定書」の類本である。奥書が存しないので、書写年代は不明である。しかしながら、文政十一年（二八二八）書写の奥書を存す

る「公刑秘録」という写本<sup>(25)</sup>と同筆であり、書型、表紙、題簽など装丁も同じくするから、本書も文政十一年前後の頃の書写と推定される。「公刑秘録」もまた内藤耻叟の旧蔵本で、その内容は「公事方御定書」下巻である。「元文秘録」は丁寧に筆写されているが、収載の「公事方御定書」法文には脱落や誤写が少なからず見受けられ、良質の写本とは言い難い。

「元文秘録」は、前半部分も後半部分も共に目録や見出しなどは無く、すぐさま本文を記す。前半部分は、地頭え対し強訴其上致徒党逃散之百姓御仕置之事で始まる。以下、十五歳以下之者御仕置之事までの八箇条の法文を収載する。これらは、寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知の法文であり、「公事方大成」「当時御法式」収載の法文に内容、配列とも同じである。すなわち、前掲の伺・下知一覽表<sup>⑩</sup>に該当する。八箇条目の法文の後に、「寛保元西八月 御窺相濟 牧野越中守 石川土佐守 水野対馬守」という記事が存する。

続いて借金銀取捌之事に始まり、遠島者再犯御仕置之事に至る三〇箇条の法文が収載される。言うまでもなく、これは寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文であり、伺・下知一覽表<sup>⑪</sup>に該当する。「裁許破綻背」「御定書(仮称)」に収載する法文に同じであり、四箇条が欠落するのも同様である。ただし、配列が一ヶ所相違する。それは、人別帳にも不加他之者差置御仕置之事と讓屋敷取捌之事の順序が逆転していることである。前述の「御定書(仮称)」と同様、これらの法文には題号が存しない(ただし、二十九番目の法文にのみ、御留場之内鳥殺生致候者御仕置之事という題号が存する)。また、法文の最後に、御定書掛三奉行の名が「寛保二年壬戌三月改懸り 牧野越中守 石川土佐守 水野対馬守」と記される。この点も「御定書(仮称)」に同じである。要するに、本書はその前半部分に寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知の八箇条、および寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の三〇箇条の法文を収載するのである。

本書の後半部分である「評定所御定書」もまた、何らの表題もなく、いきなり本文が書き出される。その第一条は、「一関八州（御）申出候公事、御料私料共御勘定奉行初判出之、外関八州之外も御料之分は同断、大岡越前守支配之分は、越前守初判出之」であり、最終条の第三七〇条は「一火付盗賊杯と申掛候出家は、脱衣追放之事」とある。その後、

右三百七十式ヶ条、元文式巳年従 御奉行所規之上所定之御定書也、

という奥書が記される。なお、この奥書の次に少し余白を設けて「丹八品下職之分」という記事を附載しており、「老番長吏」より「丹八番傾城長者」までの下職を列挙している。

## 五 「台政評定訣」

本書は、香川大学附属図書館神原文庫蔵の写本（二冊）である。<sup>(26)</sup>「台政評定訣」という書名は表紙の題簽に記されたもので、共紙の内表紙には「公儀御仕置定之写」という表題が存する。本稿では、外題の「台政評定訣」を用いることとする。題簽の文字は本文と別筆である。内容を的確に現すため、装丁の際にこの外題が与えられたと推測される。

本書は内容上、三つの部分で成り立つ。第一の部分は、「公事方御定書」の草案段階の法文をもつて構成される。第二の部分は、「評定所御定書」の類本と見るべき法律書である。第三の部分は、幕府の刑事法規五八箇条から成る。終始同一人の筆であり、丁寧かつ達意の筆使いである。しかしながら、誤字や脱字が少なからず存し、ときには脱文も見受けられる。これらの過誤の多くは、筆写者が幕府法に通じていないが故に生じたと思われる。それが

親本由来なのか、親本を転写する際に生じたのかは不明である。

奥書に「宝曆十四申年三月写之畢 役所」とあり、本文第一丁に「知恩院役所蔵本」「神原家図書記」という二つの蔵書印が捺されている（ともに墨印、口絵写真参照）。旧蔵者の神原甚造氏は、京都帝国大学卒業後、京都地方裁判所判事に任じられ、大正十年（一九二一）頃から京都を主に古書収集を開始したという<sup>(27)</sup>。奥書の「役所」とは知恩院役所、すなわち浄土宗総本山の華頂山大谷寺知恩教院（現、京都市東山区所在）の寺務役所を指すと考えられる。そうだとすると、本書は宝曆十四年（二七六四）書写以来、知恩院役所に伝えられた写本である。

「公事方御定書」の草案段階の法文を収載する第一の部分は、元文五年（二七四〇）閏七月の伺、同月下知の法文に始まり、寛保元年十一月伺、同二年二月二十九日下知の法文に至る。左の通りである。①～⑩は、前掲の伺・下知一覧表に該当の番号である。

- ① 元文五年（二七四〇）閏七月十六日伺、同月下知の法文（五箇条）
- ② 元文五年八月伺、同月二十八日下知の法文（二箇条）
- ④ 元文五年九月伺、同年十月五日下知の法文（三箇条）
- ⑤ 元文五年十月伺、同年十一月七日下知の法文（六箇条）
- ⑦ 元文五年十二月伺、寛保元年（二七四二）四月十四日下知の法文（五箇条）
- ⑧ 寛保元年三月二十三日伺、同年四月二日下知の法文（三箇条）
- ⑨ 寛保元年四月伺、同月九日下知の法文（二箇条）
- ⑩ 寛保元年六月伺、同年九月二十二日下知の法文（七箇条）
- ⑪ 寛保元年十一月伺、寛保二年二月二十九日下知の法文（三四箇条）

本書に収載の法文は、五三箇条に達する（同一条文につき、複数回の伺・下知のなされる場合があるので、括弧内の惣数は六六である）。したがって、「台政評定訣」は「公事方御定書」の編纂過程の後段において決定した大多数の法文を収載していることになる。五三箇条の法文のうち、「公事方御定書」上巻の法文が二箇条存する。第四十九条死刑罪遠島重キ追放之外不及同事、第五十六条知行所え用金申付候義ニ付御触書がそれである。

前掲の伺・下知一覧表のうち、右に見えないのは③⑥⑫⑬である。このうち③⑥は、その法文を意図的に収録しなかったと思われる。③の法文は、評定所始之事（上巻第一条）、看板之面（上巻第二条）である。本書は②においても、評定所始り并看板（上巻第一条）、古看板当時御文言（上巻第二条）、公事吟味銘々宅ニて仕候義伺之事（第七条）という法文を収録せず、④においても評定所古来之事（上巻第一条）を収録しない。評定所に関する規定は、知恩院役所としては必要としないのである。③の法文を収載しないのも同じ理由からであろう。⑥は、追放の刑罰に適用する御構場所（立入禁止区域）を定めた法文である。この法文は、江戸から追放する場合の御構場所を定めている。本書が江戸以外の地で用いるために書写された法律書だとすれば、この法文は必要ないのである。⑫⑬の存しないのは、本書を編む時点でこれらの法文が入手できていなかったためと考えられないだろうか。

前掲の伺・下知一覧表⑩の法文は「科条類典」によって九箇条を確認できるのだが、本書⑩の法文は七箇条である。それは、隠鉄炮有之村方之事（第二十一条）および申掛いたし候御仕置之事（第五十六条）の両条が見られないからである。後者の欠落は「公事方大成」所収の「御定書取計帳書抜」以下「元文秘録」に至るまで同様であり、その理由は不明である。前者の欠落は、おそらく転写の際の脱落であろう。右の一覧表⑪は三四箇条を数える。これは、「裁許破綻背」「御定書（仮称）」において欠落する四箇条を、本書はこれを欠落させずに収載するからである。

次に、本書の第二の部分をながめてみよう。本書収載の「評定所御定書」の類本には表題、奥書がともに存しない。冒頭には目録が記されており、「壹 寺社一件」にはじまり、「拾四 裁許破綻背其外御仕置物大概」にいたる。それに続いて本文が書写され、三五一箇条を数える。第一条は、「一御朱印地境内ニ、数年百姓開来田畑并家居等可為有来通、年貢ハ任畑例、越石等ハ其寺社領え收納、夫より越石之地頭へ収之」という法文であり、最終条は「一下請状致謀判候ものハ、死罪」という法文である。

本書収録の「評定所御定書」には、ある加工が施されている。冒頭に「寺社一件」という項目を新設し、本文全体の中から寺社に関わる法文を抽出してここに集めているのである。「寺社一件」に集められた法文は三八箇条に達する。「離旦之寺社」という項目中の法文もここに含ませている。したがって、本書にはこの項目名が見られない（「評定所御定書」は、ほとんどの類本が「離旦之寺社」あるいは「寺社并離旦出入」などという項目を設けて寺社関連の法文を一七箇条から二〇箇条ほどをここに集めている）。この変更は、知恩院が所持する伝本ならではの組み替えと言うべきであろう。また、「拾四 裁許破綻背其外御仕置物大概」にも大きな変更が加えられている。法文の配列が組み替えられており、法文数が一〇〇箇条と大幅に少ない。少ない理由の一つは、この項目中の法文が他の項目に配置換えとなっているからである。「六 田畑禁論」の末尾に一箇条、「十 跡式養子離別後并引取人」の末尾に一〇箇条、「十三 奉公人出入」に二箇条が移動しているのである。

本書の第三の部分は、幕府刑法と見なすべき法文が列挙されており、五八箇条を存する。第一条は「一人殺之義、内証にて済候とて不訴出ものハ、所払、名主、役義取上戸（トヤ）、組頭同断、内証にて葬り候寺院、閉門」、最終条は「一新規ニ祭りを仕立候村々え送り遣におゐてハ、頭取并其村之名主組頭、追放之古例」という法文である。最終条の次に、「寛保二戊年四月六日」という日付が記されている。

五八箇条の法文について、注目すべきは次の事実である。それは「評定所御定書」の増補版というべき法律書に「公事訴訟取捌<sup>29)</sup>」というのが存するのであるが、ここに五八箇条のすべての法文を見出すことができるという事実である。この五八箇条のなかには、元文五年までに起草された「公事方御定書」の刑法規定が少なからず含まれている。それらは同文の場合もあれば、同文ではないものの趣旨を同じくする場合が見られる。このような事実から推察するに、第三部の五八箇条は元文五年頃までに定まった幕府の刑法規定を輯録したものと考えられる。

本書の末尾に、御定書御用掛に対する褒賞記事が存する。左の通りである（括弧は引用者）。

時服七

牧野越中守（貞通、寺社奉行）

同 四

石川土佐守（政朝、北町奉行）

同 四

水野対馬守（忠伸、勘定奉行）

右は御定書御用相勤候ニ付、於御座之間 御目見、且又拝領物有之候、

金一枚

御勘定評定留役 浅井半左衛門（豫充）

同 断

鵜飼左十郎（実道、御勘定評定留役）

銀拾枚

湯浅郷藏（茂矩、支配勘定）

同 断

倉橋武右衛門（景平、支配勘定）

右御定書御用相務候ニ付、躑躅之間にて被下之旨、松平左近将監殿被仰渡候、以上、

戊四月六日

なお、「台政評定訣」の全文を本稿末尾に翻刻して掲載するので参照されたい。

## 六 幕府法律書の一形態

「公事方大成」から「台政評定訣」まで、「公事方御定書」の編纂途上の法文を収載する法律書六本を紹介したのであるが、そのすべてが「評定所御定書」の類本と組み合わせたものであった。このような編成の法律書は、伝本が他に幾つも残存しているに違いない。

「評定所御定書」の類本は夥しい数が伝えられ、様々な書名をもって書写されている。その流布の様子は「公事方御定書」下巻の場合と同様であり、農村の名主階級にまで及んでいる<sup>(30)</sup>。これらの写本には法文の出入が存し、その配列にも異同が見られる。こうした差異の存しない伝本を見つげることの方がむしろ困難である。本稿に紹介した六書においてもまた、法文の出入、配列の差異は枚挙にいとまない。しかしながら、概括的に見ればすべてが「評定所御定書」である。

茎田氏は、「評定所御定書」の類本を次のように整理される。「二七〇箇条前後から四〇〇余箇条までで幅が大きく、本書の「原形を求めるとは困難」である。書名も多様である。一般には法式、掟法、式目という用語を含み、公事訴訟取捌の項目が増補されるとその項目名をもって書名とすることが一般的となり、「公事方御定書」「律令要略」の影響を受けて御定書、律令あるいは御裁許などの用語を含む場合もある。要するに、筆者の任意による種々の書名が見られるのである。これら多数の類本は、二七〇箇条前後の第一群、奥書の三七〇箇条に準じる第二群、三八〇箇条から四〇〇余箇条を存する第三群に分類することができる<sup>(31)</sup>。

第三群の伝本は、たいていは法文が一四項目に整理されている。それは、一公事訴訟取捌、二国郡境論、三山野

入会村境論、四魚狛海川境論、五田畑野論、六堤井堰用水論、七証拠証跡用不用、八馬次河岸場市場論、九跡式養子離別後住并引取人、一〇寺社并離旦出入、一一質田畑論、一二借金家質出入、一三奉公人出入、一四裁許破掟背其外御仕置者大概というものである。第一群は、法文数が少ないのみならず、分類整理の不徹底の様子が見られる。すなわち、公事訴訟取捌と奉公人出入の項目とその法文を欠いており、質田畑論と借金家質出入とが未分離であり、逆に裁許破掟背其外御仕置者大概が裁許破掟背と御仕置者とに分かれている。第二群は、「第一群を原本として」、「公事訴訟取捌」（「公事掛」）「質田地論借金」「奉公人出入」「裁許破掟背」「御仕置者」の項を増補し、古例、先例集から「公事訴訟取捌」規則へ形式がととのつてくる。三八〇箇条から四〇〇余箇条からなる第三群は、「裁許破掟背」と「御仕置者」が合項して、「裁許破掟背其外御仕置者大概」となる。第三群は「増補部分を「裁許破掟背」のあとに置くか、「御仕置者」のあとに置くかによって二系統に分かれる」。増補部分は「公事方御定書」編纂過程を反映しており、「諸本の多くが元文五、六年段階のものである」という。<sup>32)</sup>

「公事方大成」以下の六書に収載された「評定所御定書」は、「当時御法式」が第一群、「御定書（仮称）」「元文秘録」が第二群、「公事方大成」「裁許破掟背」「台政評定訣」が第三群に属する。ただ、「台政評定訣」は五八箇条の法文を十四裁許破掟背其外御仕置者大概の項目より脱落させている。

次に、「公事方大成」以下の六書が「評定所御定書」を収載する理由について考えてみよう。すでに見たように、「公事方大成」「台政評定訣」においては、その奥書に御定書掛の三奉行および御勘定評定留役・支配勘定を褒賞する記事を置いている。「評定所御定書」の増補版というべき「公事訴訟取捌」の京都大学法学部本ならびに東京大学法制史資料室においても、奥書としてこの褒賞記事を置く。<sup>33)</sup>このように、「評定所御定書」の類本には御定書掛を褒賞する記事を奥書とする写本にしばしば出くわす。また、村の名主階級までが「評定所御定書」を写して

これを所持したことも前述した。これらの事実は、「評定所御定書」は幕府編纂の官撰法律書であると、人々が認識していたことを物語る。

こうした認識は、おそらく次の事実に由来しているであろう。それは、元文二年（一七三七）十一月に三奉行もしくは奉行所が伺った上で、評定所において定めたという奥書をもつ写本の存在である。「評定所御定書」の類本の一つである「庁政談」には、「右三百七拾ヶ条は、元文貳年巳十一月、三奉行伺之上、評定所之御定書也、此書物他見不成者也」という奥書が存する。これと同様の奥書を管見の範囲内で掲げるならば、

・ 右之通御評定 大御所様御代 御当代御定書三百七拾余ヶ条は、元文二巳年十一月三奉行被窺上記之、  
寛延元辰年月日  
〔公事方大成〕 荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』所引九四頁

・ 右三百七拾貳ヶ条、元文貳巳年、從 御奉行所窺之上、所定之御定書也、  
〔元文秘録〕 神宮文庫所蔵写本  
・ 右三百七拾余ヶ条は、元文二年巳十一月、縦奉行所窺之上、評定所之御定書也、

〔名古屋控訴院管内』司法資料』一九号所収「御評定所定書記」、昭和十年、名古屋控訴院  
・ 右三百七拾余ヶ条は、元文二年巳十一月、從 三奉行窺之上、評定所之御定書也、  
寛保三年亥五月

〔評定所御定書』拙蔵写本)

などが見える。これらの奥書は、本書が評定所の定めた幕府法であることを語っている。右の奥書には「三奉行窺」と「御奉行所窺」との二通りの表記が存する。

「評定所御定書」はこのように認識されていたのだが、これに編纂途上にある「公事方御定書」の草案段階の法文を組み合わせた法律書が登場したのはなぜであろう。「評定所御定書」は、第十四項の「裁許破綻背其外御仕置者大概」の法文を除くと、「公事訴訟取捌」のための規準、すなわち地方に発生する様々な民事紛争を解決するた

めの法文で構成されている。それらの紛争とは、国郡の境界線争い、村の境界争い、入会に関する争い、漁撈・狩猟をめぐる海川の論争、田畑など耕作地をめぐる論争、堤井堰など利水問題、相続・養子・離婚のもめごと、および質地・家賃や借金をめぐる紛争などである。また一方、刑事規定を集めた裁許破綻背其外御仕置者大概の項目には、殺人、放火、盗み、密通、誘拐、文書偽造、毒薬販売、秤枴の贋作など、刑法犯罪についての基本的な法文が欠落している。民事法を主な内容とする「評定所御定書」に、右のような刑法規定を付加すれば、幕府法律書としての内容を充実させることになる。いままさに編纂中の「公事方御定書」が右のような基本的な刑法規定を定めつつあったから、それを充てたのである。その法文は、草案段階にあるとは言え、將軍の裁可を経たものであるから、幕府法としての権威を有するものであった。「公事方大成」以下の六書は、収録する「公事方御定書」の法文数が多かったり少なかつたり一律ではない。すでに見たように、「公事方大成」「当時御法式」は寛保元年九月二十二日下知の八箇条を掲載し、「裁許破綻背」御定書（仮題）は寛保二年二月二十二日下知の三十箇条を掲載し、「元文秘録」は両者の法文三八箇条を採録する。「台政評定訣」の場合は、元文五年閏七月下知の五箇条にはじまつて寛保二年二月二十九日下知の三四箇条に至る、実に五三箇条の法文を収録する。このように収録する法文数に差異の見られるのは、入手し得た法文に差異があつたという単純な理由によると思われる。ともかくも、それらは編纂作業中の法文なのであるから、その入手方はたやすくはなかつたと思われ<sup>34</sup>る。要するに、「評定所御定書」に欠如するところの刑法規定をつけ加え、民事紛争のみならず刑事事案にも対応できる幕府法律書を編成しようとしたのであろう。

## むすび

「公事方大成」以下の六書に収載された「公事方御定書」の法文を通じ、「公事方御定書」の編纂過程に関し、いくつかの新知見を得ることができる。その第一は、条文の配列についてである。寛保元年十一月伺、同二年二月十九日下知となった法文は三四箇条を数え、それらはいずれも「公事方御定書」下巻に属する。「台政評定訣」収載の法文によって、その配列をながめてみよう。科人欠落尋之儀(事)より盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事までの二七箇条についての配列を「公事方御定書」下巻の条文番号によって示すならば、次のようになっている。すなわち、科人欠落尋之儀の第八十二条に始まって第二条↓八十一条↓二十五条↓四十一条↓四十九条↓五十二条↓五十三条↓六十一条↓六十二条↓六十三条↓三十七条↓四十五条↓四十四条↓七十六条↓七十五条↓五十九条↓三十八条↓八十六条↓五十四条↓六十六条↓六十七条↓六十八条↓十九条↓二十二条↓八十四条と続き、盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事の第五十七条に至るのである。したがって、「公事方御定書」下巻の条文配列は、寛保二年二月二十九日下知の時点では確定していなかったのである。その後、下巻三七箇条についての下知が同年三月二十二日になされるので、配列の確定はこの時を待たねばならなかったと思われる。

また「台政評定訣」収載の法文を見るに、題号に関してはほとんど確定している。しかしながら、若干の条文については最終の題号となっていない。それらは第十一条の論所見分并地改遣候事が、元文五年八月二十八日下知においては御領私領入交(料)之論所見分之事(念)とあり、第二十七条の御仕置ニ成候者闕所之事が、元文五年十月伺において御仕置ニ成候者田畑闕所之事とあり、第四十九条の縁談極候娘と致不義候者之事が、寛保二年二月二十九日下知

においては縁談極候娘と致不義候者切殺候者之事とあり、第七十条の火附御仕置之事が、元文五年閏七月伺においては火罪之もの御仕置之事とあり、第七十一条の人殺并疵附等御仕置之事が、寛保二年二月二十九日下知において人殺御仕置之事とある類である。

「科条類典」は「公事方御定書」の各条文、各規定の立法過程をたどることができるように編集した大部な書である。その全体の分量からすれば微々たるものであるが、編集上の不備が生じている。<sup>(35)</sup> その不備を、編纂途上の「公事方御定書」の法文により、二箇所ばかり補正することができる。その第一は、「公事方御定書」上巻第四十九条の死罪遠島重キ追放之外不及伺之儀ニ付御書付についてである。これに関する法文は「台政評定訣」の第九番目に配置されており、

死罪遠島重キ追放之外不及伺事

死罪・遠島・重キ追放可申付もの、義ハ、前々之通可被相伺候、右之外之御仕置之分は、伺ニ不及候、然共死罪・遠島・重キ追放(もの)一件之内ニ有之候ハ、軽キ御仕置ニても相伺可申事、

但シ軽キ御仕置之者ニても、奉行中ニて難決儀は可被相伺候、

というものである。この前後の第八番目、第十番目の法文も元文五年九月伺、同年十月五日下知であるから、右の法文もまた同じ時の伺、下知である。老中差図を要する刑罰について、右の法文は「重キ追放」以上と定める。ところが、元文四年草案の時点では「追放」以上であった。つまり、右の法文によって「追放」以上を「重キ追放」以上に修正したのである。寛保二年成立の「公事方御定書」の法文もやはり「重キ追放」以上である。したがって「科条類典」中に右の法文が記載されているべきであるが、これを見出すことができない。<sup>(36)</sup> おそらく「科条類典」における脱落であろう。

第二は、「公事方御定書」下巻第三十三條の借金銀取捌之事についてである。「元文秘録」「台政評定訣」の両者においては、寛保元年十一月伺、同二年二月二十九日下知の法文として、「一仕入金 是は只今迄三十日切ニ濟方申付候」という規定を採録する。寛保二年成立の「公事方御定書」においても、仕入金を借金銀取捌の対象とする。ところが、「科条類典」の該當箇所<sup>(37)</sup>に仕入金に関する記事を見出すことができない。この点も「科条類典」の脱落<sup>(38)</sup>というべきであろう。

次に、「評定所御定書」の法律書としての性格について考えてみよう。荃田氏は、「御仕置書」というより、「公事訴訟」の先例集である」と捉え、「享保度法律類寄」のように、吉宗の手に受納されたものではないにしても、勘定奉行支配——評定所留役以下の属吏の手によって……編纂が試みられ<sup>(39)</sup>たとされる。編纂の担当部署が勘定奉行所配下の評定所留役等であったとする点は、大いに肯首できる。しかし、本書の性格を「先例集」とする点については、なお一考を要すると思う。「評定所御定書」の法文には、「古例」という文言がしばしば登場する。

「庁政談」によってその事例をいくつか掲げるならば、

- 一 大坂荷物ニ京都之荷物を入為下、京都之飛脚屋難儀之由ニテ、理不尽ニ押切ほとき候者は、古例獄門也、
  - 一 当人相果、借金在之、跡式親類内ニテ望無之は、借金方え家財分散すへき古例也、
  - 一 夫を嫌ひ、髪を切候て成共、暇取度由、女房申立、又は夫へ申懸致類は、比丘尼ニ成、縁を切せる古例也、
- という類である<sup>(40)</sup>（傍点引用者）。その他、「追放古例也」「戸ノ古例」「牢舎古例」「不及沙汰古例也」等々と見られる。したがって、これらの法文が先例にもとづいて出来上がっているのは間違いない。しかしながら、「先例集」という場合、先例とすべき個々の具体的事例を集めたものであって、参考のために参照する事例集という意味合いのものを連想する。しかし、「評定所御定書」は、先例とすべき個々の具体的事例を基礎としつつも、これを一般

化・抽象化して法文を作成したものであって、不充分ながらも一応の体系をもつ法典というべきであろう。

「評定所御定書」には、たとえば左のような禁止規定が存する。<sup>(41)</sup>

一人馬継之場所え寄せ人馬出之トいへとも、私二人馬継禁之、但馬継場と相對は格別、

一商人え売渡候荷物、手馬ニて馬継を附通し候事禁之、

一廻船ニ植木庭石其外遊ひ道具之類廻し候事停止、<sup>(ママ種)</sup>

一品川湊内廻船懸り之内舟に乗出、売買出停止、<sup>(ママ)</sup>

また、「裁許破掟背」の項においては「一難立儀及強訴ニおいては、閉門、戸づ、田畑取上所払、或は所払或ハ追放、遠島」というように、刑罰規定が集められている。<sup>(42)</sup>このように、「評定所御定書」は法としての強制力を要請しているのである。つまり、編纂者は民事紛争を裁定する規準としてのみならず、強制力をも伴う法典として「評定所御定書」を編んだのである。民事規定の多くは、評定所ならびに勘定奉行所において裁定を下した多数の個別具体的な事案に基づいて、それを一般化・抽象化して法文を作成したものと思われる。

ここで問題となるのが、「評定所御定書」の奥書である。前掲したようにその奥書は、元文二年（二七三七）十一月に三奉行あるいは（御）奉行所が伺った上で制定した評定所の「御定書」であると記す。「評定所御定書」の類本の一つである「庁政談」を翻刻紹介した石井良助氏は、「果して、「三奉行伺之上、評定所之御定書」なりや否や疑問の餘地があり、或は私撰の法律書ではないかとも察せられる」と述べて、奥書の内容を額面通りには受け取っていない。目下のところ、元文二年十一月に「評定所御定書」を選定したという記事を他の史料によって確認することができないからである。<sup>(44)</sup>しかし、奥書が捏造されたということもまた考えにくい。荃田氏は、「吉宗の手に受納されたものではない」と指摘されるが、この点についての可否を確認する術も持たない。「評定所御定書」はこ

のように解明すべき諸点を残す謎多き法律書なのである。

しかしともかくも、「評定所御定書」を利用する人々がこれを幕府法律書と見なしていたということは確かである。周知のように、「公事方御定書」上下巻が成立したのち、下巻のみが独立して書写され、それは名主階級にまで流布するようになる。しかし、そこには民事紛争解決の指針とすべき法文は限られているから、「評定所御定書」が依然として必要とされ、こちらも実に夥しい写本が作成された。<sup>45)</sup>「公事方御定書」下巻と「評定所御定書」とを組み合わせて一書とする法律書が存在するのも、両書が共に必要とされたことを物語る。<sup>46)</sup>

(1) 本稿は、「庁政談」系統の法律書を「評定所御定書」と呼ぶこととする。「庁政談」は、石井良助氏が翻刻紹介された法律書であり、三六〇箇条の幕府法を収録する(同氏編『近世法制史料叢書』第三所収、昭和三十四年、復刊訂正第一刷、創文社)。その奥書に、

右三百七拾ヶ条は元文式年巳十一月三奉行伺之上、評定所之御定書也、此書物他見不成者也、

とあることが注目される。『近世法制史料叢書』第三の序において石井氏も述べるように、「庁政談」の名において伝わるものは稀である。一方、「評定所御定書」の書名を持つ伝本が存する。この書名は奥書に基づくと考えられるので、本稿はこの書名を用いることとする。荃田佳寿子氏は「評定所定書」という呼称をもつて、「庁政談」系統の類本を解説する(『江戸幕府法の研究』八九〜九八頁、昭和五十五年、巖南堂書店)。また、橋本久氏は、「庁政談」系統本の「当初の本を「評定所御定」と称した可能性はある」と指摘しておられる(『公事訴訟取捌』小考)『歴史学と考古学』高井悌三郎先生喜寿記念論集、六四九頁、昭和六十三年、真陽社)。

(2) 「公事方御定書」の編纂過程を考察した研究に、左記が存する。

- ・荃田佳寿子『江戸幕府法の研究』昭和五十五年、巖南堂書店
- ・平松義郎『徳川禁令考』・「公事方御定書」小考(一)〜(四)『創文』一八六〜一九〇号、昭和五十四年
- ・関西学院大学日本法史研究会「元文三午年之御帳」の一史料(一)(二)——「公事方御定書并伺之上被仰渡書付」——『関西学院大

- 学『法と政治』三六卷二・三号、昭和六十年（執筆者は林紀昭氏）
- ・高塩博「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について『國學院法學』四八卷四号、平成二十三年
  - (3) 元文三年草案の伝本は、拙稿「公事方御定書」の元文三年草案について―「元文三年御帳」の伝本紹介―（『國學院法學』五一巻二号、平成二十五年）がこれを翻刻して紹介している。
  - (4) 元文五年草案の伝本は、拙稿「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について（『前掲誌』）がこれを翻刻し紹介している。
  - (5) 司法省蔵版・法制史学会編『徳川禁令考』（平成二年第五刷、創文社）後集第三、二八三・三九二頁、同後集第四、五九・一〇・二三九頁。
  - (6) 『徳川禁令考』後集第一、三・一四・三〇四・三一七・三四九・三六九頁。
  - (7) 『徳川禁令考』後集第一、三・一四頁。
  - (8) 『徳川禁令考』後集第一、四・一九六頁、同後集第二、八九・四〇四頁。
  - (9) 『徳川禁令考』後集第一、三一八頁、同後集第二、四一・九〇頁、同後集第三、二六五頁、同後集第四、六〇・八一頁。
  - (10) 『徳川禁令考』後集第四、二四〇頁。
  - (11) 『徳川禁令考』後集第二、一四七・一九九・三四七・四一一・四五九頁。
  - (12) 『徳川禁令考』後集第二、一五一・四一六・四六三頁。
  - (13) 『徳川禁令考』後集第二、一五二頁。
  - (14) 『徳川禁令考』後集第二、四二・九七・三九七頁、同後集第三、五一・一八九・三四九・四二二頁、同後集第四、一一・七一頁。
  - (15) 『徳川禁令考』後集第一、二五八頁。
- 同後集第二、一三・五〇・六八・二〇三・三七一・三八〇・四一七・四八二・四八八頁。  
 同後集第三、五四・八四・一〇五・一一九・一三三・一九六・二六六・二八五・二九八・三〇六・三一六・三五九・三六三・三六八・三九三・四三二頁。  
 同後集第四、三〇・三四・六〇・八八・一〇一・一一六・一五七頁。

- (16) 『徳川禁令考』後集第一、二五・二八三・二八九・三〇七・三六三・四一一・四一九・四二二・四二四・四二七頁。  
 同後集第一、二五・六一・九三・一二〇・一二三・一九五・三五〇・三五二・四九四頁。  
 同後集第三、二・八七・九五・一四〇・二九三・三二一・三四六・三六九・三七四頁。  
 同後集第四、一・五・四八・一二五・一六三・一六五・一六七・二三四頁。
- (17) 『徳川禁令考』後集第二、二〇一・三四五・三四四頁、同後集第四、一〇三頁。
- (18) 元文五年、寛保元年、同二年中の伺と下知についての一覧表は、拙稿「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について(前掲誌三二〇～三三三頁)に掲げたことがあるが、この度はこれに若干の補正を加えてある。
- (19) 「公事方大成」という写本は、『明治大学刑事事博物館目録』一号(昭和二十七年)に未整理の書として著録される(四〇頁)。  
 荃田氏によると、本書は「刑事博物館が第二次大戦前に収蔵したもので、出所も明らかではない」という(『江戸幕府法の研究』三四頁)。荃田氏は、本書の前半部分の「御定書取計帳書抜」を翻刻し、奥書を紹介しておられる(同書三四～三六・二九九・五六五～五七〇頁)。後半部分を含めた全体を確認すべく、刑事博物館の後身である明治大学博物館の刑事部門に閲覧を申請したが、現在、本書の所在を確認することができないとのことであった。
- (20) 明治大学博物館蔵、黒川真頼旧蔵本(架号、D 一五〇)。佐藤邦憲「黒川家旧蔵武家法―中世・近世―関係図書について」『明治大学刑事博物館年報』一五号六四頁、昭和五十九年。参照。荃田氏は「当時御法式」の全文を翻刻し、若干の解説を加えておられる(『江戸幕府法の研究』八九～九〇・二九七～二九八・四八四～五一四頁)。
- (21) 明治大学博物館蔵、黒川真頼旧蔵本(架号、D 二六八)。佐藤邦憲「黒川家旧蔵武家法―中世・近世―関係図書について」(前掲誌六四頁)参照。荃田氏は「評定所御定書」の一本として、本書を紹介する(『江戸幕府法の研究』九三～九四頁)。
- (22) 荃田氏は、「裁許破綻背」に掲載する寛保元年十一月伺、翌二年二月二十九日下知の法文について、これを二三箇条とするが、おそらく数え間違いであって三〇箇条が正しいであろう。
- (23) 明治大学博物館蔵(架号、F 一五)。『明治大学刑事事博物館目録』五三三号(三二六頁、昭和六十三年)参照。荃田氏は「評定所御定書」の一本として、本書を紹介する(『江戸幕府法の研究』九四頁)。
- (24) 神宮文庫蔵(架号、七門五六二号)。「内藤耻叟」「古事類苑編纂事務所」の印文を確認できるので、「元文秘録」は内藤耻叟(文政十年(一八二七)～明治三十六年(一九〇三))の旧蔵書であり、後に古事類苑編纂事務所の有に帰したことがわかる。ちなみ

に内藤は、明治二十三年（一八九〇）、古事類苑編纂委員に就いている。

(25) 神宮文庫蔵（架号、七門五六八号）。

(26) 神原文庫は、香川大学初代学長神原甚造氏（明治十七年（一八八四）～昭和二十九年（一九五四））が収集した、和漢洋の典籍やさまざまな資史料約一万一五〇〇点からなる文庫である。神原氏は香川県下の仲多度郡多度津町に生まれ、京都帝国大学法学部卒業後、京都地方裁判所を皮切りに大阪地裁、神戸地裁、東京控訴院、大審院の判事を歴任し、昭和二十年八月に大審院部長に補された。香川大学学長就任は昭和二十五年のことである。「神原文庫分類目録」（昭和三十九年、風間書房）、「神原文庫分類目録（続）」（平成六年、香川大学附属図書館）が刊行されている。神原文庫とその旧蔵者については、高野真澄「香川大学附属図書館『神原文庫』と神原甚造先生」（『香川法学』一〇巻三・四号、平成三年）参照。

(27) 神原氏没後五十年を記念した「神原文庫」名品展」（平成十六年十月）の解説文による。

(28) 『徳川禁令考』後集第四、二四〇頁。

(29) 「公事訴訟取捌」と題する法律書は、公事訴訟取捌にはじまり、裁許破綻背其外御仕置者大概までの一四項目に四〇〇箇条餘の幕府法の法文を収録する。荃田氏が指摘するように、この法律書は、「評定所御定書」を増補したものと見られる。書名の「公事訴訟取捌」は、冒頭の項目名を採用したものである。「公事訴訟取捌」は、左記によって翻刻されている。

橋本久「『公事訴訟取捌』（京都大学法学部蔵）大坂経済法科大学『法学研究所紀要』八号、昭和六十二年

藪利和「〈資料〉公事訴訟取捌」『札幌学院法学』一二巻二号、平成八年

橋本氏は京都大学法学部所蔵本（四〇七箇条）、藪氏は東京大学法学部法制史資料室所蔵本（四〇七箇条）を翻刻しておられる。両者の間には、法文の出入がごく少しながら見られ、配列についてもきわめてわずかの差異が存する。しかしながら、両書は同じ法律書とみてよい。

なお、橋本氏は弘前藩士菊池形左衛門の書写した「公事訴訟取捌」（一冊、書写年不明、弘前大学図書館蔵）も翻刻しておられる（『弘前藩の刑法典（七）―寛政律―』大阪経済法科大学『法学論集』一五号一〇五頁以下、昭和六十二年）。本書の条文数は四〇四箇条であり、京大本、東大本と同様、末尾に御定書掛の三奉行および評定所留役等に対する褒賞記事を載せる。条文配列において京大本、東大本との異同が見られ、脱落条文も存する。

備後国福山藩が所蔵した「御定書写」と題する幕府法律書もまた、「公事訴訟取捌」と同じ内容を持つ。この写本は、左記に翻

刻紹介されている。

林紀昭「鏡檜文書館蔵『御定書写』―御定書系審刑法典の一考察」参考史料(II)―『法と政治』三三巻二号、昭和五十七年(30) 葦田氏の紹介した「評定所御定書」の類本二十四点(江戸幕府法の研究)八九く九八頁)のうち、名主階級が所持したと覺しき写本として、次の七点を指摘することができる。

- ・「御評定所裁許状写」一冊、上野国山田郡只上村文書、文政四辛巳七月、上州草津温泉場にて写シ取ル、此主 岡田平蔵祀昌
  - ・「掟裁要鑑」一冊、市田村加藤家文書
  - ・「公事訴訟取捌」一冊、上野国山田郡只上村文書、天保十五年、上州館林領只上村久保田氏写
  - ・「裁鑑」一冊、上総国長柄郡箕輪村平野久太郎写
  - ・「知書記」一冊、出羽国村山郡入生田村文書
  - ・「御定書」一冊、越後国蒲原郡大面村文書、岡方組庄屋新田見曾左衛門殿組方へ出入有之、宝曆三酉年江戸え罷登候節、御代官内藤十右衛門様より写取候由借請写置、宝曆四年甲戌四月
  - ・「大御公儀御裁許状写シ」一冊、嘉永七寅年五月、関村森谷氏写
  - ・「公事訴訟取捌」一冊、天保十五年辰二月、横脇村柵沢桂助写、本主佐久郡八満村柳沢七蔵吉満
- また、『幕府時代の掟及古文書数種』(名古屋控訴院管内『司法資料』一九号、昭和十年)に翻刻された左記も名主階級の所持本であろう。
- ・「御評定所御定書記」戊明和五子八月八日ヨリ写之、持主 石津山崎村 古川市右衛門
- 拙蔵本のうち、「公裁書并御定法」(一冊)も名主階級の人物が筆写して所持した伝本であろう。奥書に「宝曆十三未年八月日、甲府にて写之、小淵沢村之内高野組、久保田又右衛門(墨印)、六十七歳書之」とある。
- (31) 葦田佳寿子『江戸幕府法の研究』九九く一〇〇頁。
- (32) 葦田佳寿子『江戸幕府法の研究』九〇く九三・九九く一〇〇頁。
- (33) 橋本久「公事訴訟取捌」(京都大学法学部所蔵)前掲誌九四頁、敷利和(資料)公事訴訟取捌前掲誌二八三頁。なお、京都大学本は岩佐郷蔵、倉橋武右衛門兩名の肩書を支配勘定評定所書物方とする。
- (34) 編纂途上にある「公事方御定書」法文をしかに見ることのできる人々は限られている。それは御定書御用掛として編纂に従事

する三奉行、評定所留役、支配勘定である。その他には評定所一座を構成する三奉行がこれを見ることができた。それは將軍裁可のなされた法文を認めた「御下知相済箇条帳」を三奉行に回覧したからである（荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』三五～三六頁参照）。これらの人々を通じて「御下知相済箇条帳」が外部に漏れ出たのであろう。

(35) 「科条類典」に存する不備の諸相については、藪利和氏が夙に指摘されたところである（「公事方御定書」の原テキストについて）大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』所収九六～九七頁、昭和五十九年、有斐閣。

(36) 『徳川禁令考』後集第一、一九〇～一九一頁。

(37) 『徳川禁令考』後集第二、二〇三～二〇四頁。

(38) 「科条類典」の借金銀取捌之事には、錯簡も存するように思われる。それは、寛保二年三月伺・同月二十二日下知の記事が前に置かれ、寛保元年十一月伺・同二年二月下知の記事が後に置かれていることである（『徳川禁令考』後集第二、二〇一～二〇四頁）。

(39) 荻田佳寿子『江戸幕府法の研究』一〇一～一〇二頁。

(40) 「序政談」九三・一〇七・一三一一条（石井良助編『近世法制史料叢書』第三、二六一～二六三頁）。

(41) 「序政談」八六・八九・二五九・二六一一条（石井良助編『近世法制史料叢書』第三、二六一・二七〇頁）。

(42) 「序政談」二〇二条（石井良助編『近世法制史料叢書』第三、二六七頁）。

(43) 石井良助編『近世法制史料叢書』第三の序二頁、昭和三十四年、創文社。

(44) 寺社奉行として評定所一座を構成する大岡忠相の日記にも、「評定所御定書」に関する記事を見出すことができない（大岡家文書刊行会編『大岡越前守忠相日記』上巻一五四～一六三頁、昭和四十七年、三一書房）。

(45) 荻田氏は「評定所御定書」の流布について、「代官、手代を通じて安直な実務地方書として、一般に流布していったようである」と述べておられる（『江戸幕府法の研究』一〇一頁）。

(46) たとえば、明治大学博物館所蔵の黒川真頼旧蔵「公裁要鑑」上下巻（架号D一四二）は、上巻が「公事方御定書」下巻、下巻が「評定所御定書」である。

「台政評定訣」収載の法文一覽

■第一部、「公事方御定書」の編纂途上の法文一覽

【註】・盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事が十五と五十五、奉公人請人御仕置之事が十九と二十一にそれぞれ収載されるから、法文数は全五三箇条である。

- ・（ ）を施した題号は、原本に存しないため、筆写が補ったものである。
  - ・題号の次に掲げた条文番号は、「公事方御定書」下巻（『徳川禁令考』別巻収載の「棠蔭秘鑑」）のそれである。
  - ・伺・下知の所在を『徳川禁令考』後集（司法省蔵版、法制史学会編、創文社刊）をもって示した。
- 一 乱気にて人殺之事（第七十八条）
    - ・第一項 元文五年（閏）七月伺 ↓ 下知文言無し（第四一五九頁）
    - ・第三項 元文五年十月伺 ↓ 下知文言無し（第四一六〇頁）
  - 二 第一〜三項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第四一六〇頁）
  - 二 二重御仕置申付（候）事（第十八条の次）
    - 元文五年閏七月十六日伺 ↓ 下知文言無し（第四一三九頁）
  - 三 拷問可申付品々之事（第八十三条）
    - 元文五年閏七月伺 ↓ 同月下知（第四一〇頁）
  - 四 悪党者訴人之事（第五十八条）
    - 元文五年閏七月伺 ↓ 下知文言無し（第三一二八三頁）
  - 五 火罪之もの御仕置之事（第七十条）
    - ・第一・二項 元文五年閏七月伺 ↓ 下知文言無し（第三一三九二頁）

- ・第三・四項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第三一三九三頁）
- 六 御領私領入交之論所見分之事（第十一條）  
元文五年八月伺 ↓ 同月廿八日下知（第一一三四九頁）
- 七 載許可取用証拠書物之事（第十三條）  
元文五年八月伺 ↓ 同月廿八日下知（第一一三六九頁）
- 八 享保廿卯年 知行所え用金申付（候）義ニ付御触書（上卷第五十六條）  
元文五年九月伺 ↓ 同年十月五日下知（第一一九六頁）
- 九 死罪遠島重キ追放之外不及伺事（上卷第四十九條）  
\*「科条類典」には、老中伺の事案を「追放」から「重キ追放」修正した際の伺・下知の記事が見えない（第一一九一頁）。
- 十 偽之証文を以金銀貸借いたし候もの御仕（置）之事（第四十條）  
元文五年九月伺 ↓ 同年十月五日下知（第二一四〇四頁）
- 十一 御仕置ニ成候者田畑闕所之事（二十七條）  
元文五年十月伺 ↓ 下知文言無し（第二一九〇頁）
- 十二 用水悪水并新田新堀堤川除出入之事（第十條）  
元文五年十月伺 ↓ 同年十一月七日下知（第一一三二八頁）
- 十三 隠鉄炮有之村方咎之事（第二十一條）  
元文五年十月伺 ↓ 下知文言無し（第二一四二頁）  
\*寛保元年六月伺、同九月廿二日下知の法文を採用せず。
- 十四 科人為立退并住所隠候者之事（第八十條）  
元文五年十月伺 ↓ 同年十一月七日下知（第四一八一頁）
- 十五 盜物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事（第五十七條）

元文五年十月伺 ↓ 同年十一月七日下知 (第三二二六五頁)

十六 質物地小作取捌之事 (第三十一条)

・第一～十九項 元文五年十二月伺 ↓ 寛保元年四月十四日下知 (第二一四七頁)

・第五項 寛保元年三月二十三日伺 ↓ 同年四月二日下知 (第二一五一頁)

・第五項 寛保元年四月伺 ↓ 寛保元年四月九日下知 (第二一五二頁)

十七 借金銀取捌之事 (第三十三条)

・第一～四項 元文五年十二月伺 ↓ 寛保元年四月十四日下知 (第二一九九頁)

・第五項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月廿九日下知 (第二二〇三頁)

・第六項 \*「科条類典」には第六項についての記事が見えない。第六項の法文は、「裁許破掟背」「御定書(仮称)」「元文秘録」

にも存するので「科条類典」における脱落であろう。

十八 借金銀分散申付方之事 (第三十五条)

元文五年十二月伺 ↓ 寛保元年四月十四日下知 (第二一三四七頁)

十九 奉公人請人御仕置之事 (第四十二条)

・第一～十四項・第十七・十八項 元文五年十二月伺 ↓ 寛保元年四月十四日下知 (第二一四二頁)

・第十五・十六項 寛保元年三月(二十三日)伺 ↓ 寛保元年四月二日下知 (第二一四一六頁)

\*第六項は、「科条類典」においては第四十三条第六項。第十七項は、「台政評定訣」における脱落。

二十 欠落奉公人御仕置之事 (第四十三条)

・第一項 寛保元年三月(二十三日)伺 ↓ 同年四月下知 (第二一四六二頁)

・第二～六項 元文五年十二月伺 ↓ 寛保元年四月十四日下知 (第二一四五九頁)

二十一 (奉公人請人御仕置之事) (第四十二条)

・第一～四項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第二一四一七頁)

- 二十二 对地頭強訴其上致徒党逃散(之)候百姓御仕置之事(第二十八條)  
寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第二一九七頁)
- 二十三 倍金并白紙手形金銀貸シ借いたし候もの御仕置之事(三十九條)  
寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第二一三九七頁)
- 二十四 密通御仕置之事(第四十八條)  
・第一〇十一項 寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第三一五一頁)
- ・第十二〇十四項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知(第三一五四頁)
- 二十五 盗人御仕置之事(第五十六條)  
・第一〇二十二項 寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第三一八九頁)
- ・第二三三〇二十六項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知(第三一九六頁)
- 二十六 人殺御仕置之事(第七十一條)  
・第一〇三十二項 寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第三一四二頁)
- ・第三三三〇四十三項 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知(第三一四三頁)
- 二十七 怪我ニテ相果候者相手御仕置之事(第七十四條)  
寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第四一〇二頁)
- 二十八 拾五才已下之者御仕置之事(第七十九條)  
寛保元年六月伺 ↓ 寛保元年九月二十二日下知(第四一七二頁)
- 二十九 科人欠落尋之儀(第八十二條)  
寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知(第四一〇一頁)
- 三十 載許<sup>取</sup>絵図裏書加印之事(第二條)  
寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知(第一二五八頁)

- 三十一 人想書を以御尋ニ可成者之事 (第八十一条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第四一八頁)
- 三十二 人別帳ニも不加他之者差置候御仕置之事 (第二十五条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第二六八頁)
- 三十三 讓屋敷取捌之事 (第四十一条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第二一四〇八頁)
- 三十四 縁談極候娘と致不儀<sup>(義)</sup>候者切殺候者之事 (第四十九条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第三一八四頁)
- 三十五 <sup>三鳥派</sup>御仕置之事 (第五十二条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し (第三一〇五頁)
- 三十六 新規之神事仏事并奇怪異説之御仕置之事 (第五十三条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し (第三一一一九頁)
- 三十七 人勾引御仕置之事 (第六十一条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第三一二九八頁)
- 三十八 謀書謀判致候者御仕置之事 (第六十二条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し (第三一三〇六頁)
- 三十九 火札張札捨文候者御仕置之事 (第六十三条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第三一三一六頁)
- 四十 二重質二重書入二重<sup>(壳)</sup>御仕置之事 (第三十七条)  
 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し (第二一三七二頁)
- 四十一 捨子之儀ニ付御仕置之事 (第四十五条)

- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第二一四八頁）
- 四十二 欠落者之儀ニ付御仕置之事（第四十四條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第二一四八二頁）
- 四十三 あはれ者御仕置之事（第七十六條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第四一三四頁）
- 四十四 婚礼之節石打候もの御仕置之事（第七十五條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し（第四一三〇頁）
- 四十五 倒死并捨物手負病人有之ヲ不訴出者御仕置之事（第五十九條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し（第三一二八五頁）
- 四十六 廻船荷物出売出買并船荷物押領致候者御仕置之事（第三十八條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第二一三八〇頁）
- 四十七 辻番人御仕置之事（第八十六條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第四一五七頁）
- 四十八 変死之者内証ニテ葬候寺院御仕置之事（第五十四條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 下知文言無し（第三一三三頁）
- 四十九 毒薬并似薬売候者御仕置之事（第六十六條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第三一三五九頁）
- 五十 似金銀拵拵候者御仕置之事（第六十七條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第三一三六三頁）
- 五十一（似秤似枴拵候者御仕置之事）（第六十八條）
- 寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知（第三一三六八頁）

五十二 載許并裏判不請取者御仕置之事 (第十九条)

寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第二一三頁)

五十三 御溜場にて鳥殺生致候者御仕置之事 (第二十二条)

寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第二一五〇頁)

五十四 遠島之者并犯御仕置之事 (第八十四条)

寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第四一六一頁)

五十五 (盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事) (第五十七条)

寛保元年十一月伺 ↓ 寛保二年二月二十九日下知 (第三一二六頁)

■ 第二部、「評定所御定書」類本の項目と法文数 (全三五一箇条)

老 寺社一件……………	三八箇条	八 証拠証跡用不用……………	七箇条
弐 公事訴訟取捌……………	一二箇条	九 馬次川岸場市場論……………	一七箇条
三 国郡境論……………	七箇条	十 跡式養子離別後并引取人……………	四九箇条
四 山野入会村境論……………	一六箇条	十一 質田畑論……………	二九箇条
五 漁獵海川境論……………	一七箇条	十二 借金家質出入……………	二〇箇条
六 田畑禁論……………	一三箇条	十三 奉公人出入……………	一四箇条
七 堤井堰用水論……………	一二箇条	拾四 裁許破綻背其外御仕置物大概……………	一〇〇箇条

■ 第三部、幕府刑事法五八箇条と「公事訴訟取捌」(京都大学法学部本、東京大学法制史資料室本)との対応表

【註】 敷利和氏翻刻の「公事訴訟取捌」(東京大学法制史資料室本)には法文番号が施されていないので、筆写が与えた。

一 京大本 262 条・東大本 255 条

二 京大本 255 条・東大本 256 条

- |     |                 |     |                 |
|-----|-----------------|-----|-----------------|
| 三   | 京大本264条・東大本262条 | 二十四 | 京大本288条・東大本285条 |
| 四   | 京大本293条・東大本290条 | 二十五 | 京大本306条・東大本305条 |
| 五   | 京大本294条・東大本291条 | 二十六 | 京大本307条・東大本306条 |
| 六   | 京大本294条・東大本292条 | 二十七 | 京大本308条・東大本307条 |
| 七   | 京大本295条・東大本293条 | 二十八 | 京大本330条・東大本299条 |
| 八   | 京大本296条・東大本294条 | 二十九 | 京大本305条・東大本304条 |
| 九   | 京大本382条・東大本381条 | 三十  | 京大本378条・東大本377条 |
| 十   | 京大本296条・東大本295条 | 三十一 | 京大本315条・東大本314条 |
| 十一  | 京大本313条・東大本312条 | 三十一 | 京大本316条・東大本315条 |
| 十二  | 京大本360条・東大本358条 | 三十三 | 京大本317条・東大本316条 |
| 十三  | 京大本361条・東大本359条 | 三十四 | 京大本318条・東大本317条 |
| 十四  | 京大本386条・東大本385条 | 三十五 | 京大本319条・東大本318条 |
| 十五  | 京大本368条・東大本367条 | 三十六 | 京大本320条・東大本319条 |
| 十六  | 京大本376条・東大本375条 | 三十七 | 京大本393条・東大本392条 |
| 十七  | 京大本381条・東大本380条 | 三十八 | 京大本370条・東大本369条 |
| 十八  | 京大本383条・東大本382条 | 三十九 | 京大本371条・東大本370条 |
| 十九  | 京大本401条・東大本401条 | 四十  | 京大本377条・東大本376条 |
| 二十  | 京大本403条・東大本403条 | 四十一 | 京大本321条・東大本320条 |
| 二十一 | 京大本289条・東大本286条 | 四十二 | 京大本322条・東大本321条 |
| 二十二 | 京大本285条・東大本282条 | 四十三 | 京大本323条・東大本322条 |
| 二十三 | 京大本286条・東大本283条 | 四十四 | 京大本325条・東大本324条 |

- |     |                           |     |                     |
|-----|---------------------------|-----|---------------------|
| 四十五 | 京大本 326 条・東大本 325 条       | 五十二 | 京大本 309 条・東大本 308 条 |
| 四十六 | 京大本 327 条・東大本 326 条       | 五十三 | 京大本 314 条・東大本 313 条 |
| 四十七 | 京大本 328 条・東大本 327 条       | 五十四 | 京大本 317 条・東大本 310 条 |
| 四十八 | 京大本 329 条・東大本 327 条       | 五十五 | 京大本 243 条・東大本 242 条 |
| 四十九 | 京大本 327 条・東大本 325 条・396 条 | 五十六 | 京大本 380 条・東大本 379 条 |
| 五十  | 京大本 324 条・東大本 324 条       | 五十七 | 京大本 244 条・東大本 243 条 |
| 五十一 | 京大本 327 条・東大本 326 条       | 五十八 | 京大本 266 条・東大本 264 条 |

## 〔史料翻刻〕

## 凡例

- 一 本稿は、拙稿「公事方御定書」の編纂途上の法文を載せる法律書の史料として、「台政評定訣」（写本、一冊、香川大学附属図書館神原文庫蔵）を翻刻するものである。
- 一 「台政評定訣」という書名は題簽に記された外題であり、本文とは別筆である。内題は「公儀御仕置定之写」である。内容を的確に現すため、装丁の際にこの外題が与えられたと推測される。
- 一 「台政評定訣」の書型は、縦二三・七種、横一六・八種の半紙本である。墨附は内表紙を含めて九八丁である。
- 一 「台政評定訣」は、内容上三つの部分で成り立つ。第一の部分は「公事方御定書」の草案段階の法文をもって構成される三六丁で、ここは半丁に八行で書写される。第二の部分は「庁政談」系統の法律書の五〇丁で、ここは半丁に九行、第三の部分は幕府刑事法五八箇条から成る一一丁で、ここも九行書である。丁寧でかつ達意の筆使いである。第二、第三の部分は改段を施した。
- 一 本文第一丁右上に「知恩院役所蔵本」、同じく右下には「神原家図書記」という蔵書印が捺されている（ともに墨印、口絵写真参照）。
- 一 翻刻にあたっては原文の体裁に忠実を心懸けたが、印刷の都合上、体裁に若干の変更が生じた箇所が存する。判読に使ならしめるため、原文に読点、並列点を施した。
- 一 翻刻者の校勘は、（ ）をもって示した。翻刻には四箇所に伏字が存する。これは写本のノドの部分が写真に写らなかった箇所である。原本を確認すべきであるが、所蔵機関の耐震工事のため、昨年来、閲覧できない状況にある。確認作業は後日を期したい。
- 一 ゴシックの漢数字は、翻刻者が与えた番号である。

(表紙)

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">台政評定訣</div>	
--	--

(内表紙)

公儀御仕置定之写	
----------	--

一 乱気にて人殺之事  
 一 乱心にて人を殺候とも可為下手人候、然共、乱心之証拠  
 慥ニ有之上、被殺候もの主人并親類等、下手人御免之願

申ニおゐてハ、遂詮議を可相伺候事、

(但、主殺親殺たりといふとも、乱気無紛におゐてハ、  
 死罪、自滅いたし候ハ、死骸取捨ニ可申付事、)

一 乱心にて其人より至て軽キものを致殺害候ハ、下手人  
 ニ不及事、

(但、慮外ものを切殺候時、切捨ニ成候程之高下と可  
 心得事、)

一 乱心にて火を附候もの、乱気の証拠分明ならず(心死  
 罪、乱心ニ無紛おゐてハ押込置候様、親類共え可申付  
 事、

二 二重御仕置申付(候)事

一 役儀取上 過料

一 過料之上 戸シメ

一 敵之上 追放

一 入墨之上 追放・所私・(敵)

右は科之輕重ニより、右ニ准可申付事、

三 拷問可申付品々之事

一人殺 一火附 一盜賊 一関所破

一謀書謀判

右之分、悪事致シ候証拠（二）候得共、白状不致もの  
（并）同類之内（致）白状候共、当人白状不致もの、事、  
一詮議之内不決、外ニ悪事分明ニ相知、其科にて死罪可  
被行もの、事、

右之外ニも拷問申付可然品も有之候ハ、評議之上可  
申付事、

#### 四 悪党者訴人之事

一悪事有之ものを召捕差出候歟、又ハ訴出候時、右悪党之  
方（一）召捕（訴）出候者ニも悪事有之由申掛候とも、猥ニ相  
糺間敷候、若本人より重き（悪）事を証拠（二）申候ニおゐ  
てハ、双方詮議可致事、

但シ惣て罪科之ものを訴出候ハ、同類たりと云とも  
其科を被免候事（三）の候条、其趣を以て可致作略事、

#### 五 火罪之もの御仕置之事

一火罪之もの引廻シ之儀、物取にて火を附候ものハ不及  
晒、日本橋・両国橋・四ッ谷御門外・赤坂御門外・昌平  
橋之外、

右之分引廻シ通候節、人数不依多少、科書之捨札建置  
申候、尤火を附候所・（居所）・町中引廻シ之上ニて、

火罪可申付事、  
但シ捨札ハ三十三  
日建置可申事、

一物取ニ無之火を附候ハ、晒并不及捨札、火を附候  
（所・居所）・町中引廻シ之上、火罪ニ可申付事、

（一）火を附候もの、

（火罪）

但シ燃立不申候ハ、引廻シ之上死罪、

一人ニ被頼火を附（候）者

死罪

但シ頼候もの、火罪

#### 六 御領私領入交之論所見分之事

一論処之事、国境郡境にても、双方立合絵図（と）御国絵図  
大概相違無之ニおゐてハ、不及檢使、載許可有之候、入  
組不申儀ニ、猥ニ檢使指遣申間敷事、

一檢使（不）遣候て難決儀は、国境郡境ハ御番衆・御代官、  
村境ハ御代官計可差遣候、但、入組不申候論処ハ、郡境  
ニても其辺之御代官為致見分可有載許事、

#### 七 載許可取用証拠書物之事

一御朱印ハ不及申、讓状・古証文・古水帳、或ハ地頭（出）  
置候書附等、其紙面うたかわ敷儀無之ニおゐてハ、証拠  
ニ取用可申候、私ニ書記置候者、或ハ寺社縁起之類、猥  
ニ不可取用事、

八 享保廿卯年

知行所え用金申付(候)義ニ付御触書

知行処百姓(ニ)申付、田畑質物(地)ニ入、金子借出させ候類有之候、(ク)様之義有之間敷事ニ候条、向後無用ニ可致候、

卯五月

九 死罪遠島重キ追放之外不及何事

死罪・遠島・重キ追放可申付もの、義ハ、前々之通可被相伺候、右之外之御仕置之分は、伺ニ不及候、然共死罪・遠島・重キ追放(もの)、一件之内ニ有之候ハ、輕き御仕置ニても相伺可申事、

但シ輕き御仕置之者ニても、奉行中ニて難決儀は可被相伺候、

十 偽之証文を以金銀貸借いたし候もの御仕置(置)之事

金銀借用之証文、及露頭候てハ難立筋、之(支)配頭、或ハ頭候て申分難相立)もの、名を偽、文之内え書入、金銀借候もの死罪、

但、右之趣乍存質(質)ニおゐてハ、貸候ものも同罪、

十一 御仕置ニ成候者田畑關所之事

一 領之百姓、公儀之御仕置(ニ)成、田畑家財共關所之筋(筋)ハ、地頭え取上可申旨可申渡事、

但、年貢滞有之ハ取上候上にて、質入之分(ハ)証文吟味之上、(於無紛ハ、払代金之内を以、質取主え元金相渡候敷)、金高不足ニ候ハ、地面ニて相渡候様可申合事、

十二 用水悪水井新田新堀堤川除(等)出入之事

一 諸国村々用水悪水井新田新堀堤(或)川除等、他領ニ懸合候出入訴出候時ハ、御領ハ御代官、私領は地頭家来呼出シ、双方障り無之様ニ熟談致し可相済旨申聞、訴状相渡、(其上)不相済段、双方役人申出候ハ、其子細承糺、取上吟味いたし可申事、

十三 隠鉄炮有之村方咎之事

- 一 隠鉄炮致所持候もの 遠島
- 一 隠鉄炮打候者 同断
- 一 隠鉄炮所持之村方 名主・地頭(組頭)
- 一 他所々參、打候村方 重キ過料
- 一 隠鉄炮致所持候もの 五人組 過料

一同致所持  
同打候村方惣百姓

過ケケ年為  
過忌鳥番

一同有之亦ハ打候村方之野廻り

野廻り相止メ

但シ代り(之野廻り)、近村も可申付、

一 隠鉄炮相捕候もの

御褒美 銀廿枚  
同 銀拾枚(五)

一同訴人仕候もの

同 銀拾枚(五)

十四 科人為立退并住所を隠候者之事

一 火附

一 盜賊之上にて人を殺候もの

一 一致徒党、人家え押込候もの

一 追剝(竊)之者

右之者の類、科人之同類にて無之候共、其ものニ被

頼、住所を隠シ或ハ為立退候者、死罪、

一 喧嘩口論、当座之儀にて人を殺候もの

右科人之同類にて無之、義理を以被頼、住所を隠シ或

ハ為立退候分ハ急度叱り可申事、

十五 盜物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事

一 盜物と不存、証文取(之)、如通例質ニ取、吟味之上盜物

之義不存(訊ニ)決候ハ、証文ニ元金為償、質物は取返

し、被盜候ものえ可相渡候事、

但シ証人(も)御仕置ニ成、金子可差出懸り無之候

ハ、質物屋可為(致)指金候、(先)証人無之、(或ハ)

無念之質取之(三候ハ、質屋)為致指金、其上咎可申付

事、

一 盜物と不存、(反物其外)買取候もの、其色品取返シ盜ま

れ候ものへ相返し、代金(ハ)買主無念ニ候間、可(為)致

損金候、証人取候て買取候ハ、証人ニ代金買主方へ為

相渡可申候事、

但、(被)盜候色品、有所不(相)知、代金盜人致所持候

ハ、取上、(被)盜候ものえ相渡可申候、盜物買主より

取返候上、代金盜人致所持候ハ、公儀え(取)上ケ可

申事、

一 盜物を(不存)買取、売払候節は、売者段々相糺、代金を

以買戻させ、被盜候ものえ為相済(返)、盜人ハ最初取候もの

え損金可申付事、

但、被盜候物売(先)相知レ不申候ハ、初発買取候も

(より)のえ被盜候者え代金為償可申付事、

十六 質物(マヤ)地小作取捌之事

一年季明十ヶ年過候質地

一年季之内質地

流地

一年季明請戻候様可申付事

一年季限無之、金子有合次第

質入之年は十ヶ

可請戻証文

年過之流地

一十ヶ年已上年季質地

無取上ヶ

一質地名所并位反別ツ無之、或ハ

年限之無差別、

名主加印無之不埒之証文

無取上、名主過料

但シ右金子<sup>(主)</sup>地主承届、

相對之上地主を定め、水帳(可)相改メ、名主(言)可申渡、尤名主質地、相名主<sup>(主)</sup>無之村

方ハ、組頭加印於有之、定法之通済方可申付事、

一年季明不受戻候ハ、

年季明候初月<sup>(期)</sup>は二ヶ

可致流地由之証文

年過候へは無取上、

但、年季明不請戻候得は、永<sup>(之)</sup>支配、又ハ子<sup>(之)</sup>孫迄

構無之旨、且又此証文を以支配いたすべく候、或ハ可

致自由<sup>(名目)</sup>などの文言、流地之証文(二)准し可申付事、

一質地元金<sup>(主)</sup>済方申付候上、

地面金主へ渡、流地

返金滞り候ハ、

<sup>(棄捐)</sup>

但、(直)小作滞候ハ、可為妻指子事、

質物地<sup>(マ、地)</sup>定法之通載許<sup>(裁)</sup>

一質地証文之文(言)宜、小作

証文不埒<sup>(主)</sup>三候ハ、

一又質元地<sup>(主)</sup>金加判有之証文

元地主へ済方定法之通申付、

但シ又質之節増金借受ヶ候ハ、其分ハ又質置候もの

二済方可申付事、

一御朱印地社領屋敷共

讓渡、質<sup>(主)</sup>入候寺社

江戸十里四方  
追放

但シ讓請質<sup>(主)</sup>取候者、地面為相返、重き過料可申付候、

一証文端書ニ質地と認候共、

請戻候文言於無之ハ、

一讓証文と端書ニ有之候共、祝義金

礼金杯相渡候文言有之候得は、

一小作滞

質地日限之通申付、其上相滞

候ハ、身<sup>(主)</sup>限可申付事、

一小作証文無之候共、

別小作無相違、本証

文定法之通候ハ、

但、(直)小作ニて証文無之分は、書入(二)准シ本証文

宜候ハ、質地(之)法ニて載許不申付候、

一小作証文無之候共、質地証文

小作之儀書加へ有之候ハ、

一家主<sup>(守)</sup>小作滞候請状、

通例之証文ニ候ハ、

可申付、

一質地之年貢計金主<sup>(主)</sup>差

年季之内ニ候ハ、

書<sup>(出)</sup> 諸役は地主<sup>〆</sup>

定法之通証文仕直させ、

芝居木戸錢・無<sup>(金)</sup>尽分

相勤可申証文

双方并加印<sup>(判)</sup>ノ者名主過料、

但、証文儘ニ有之(候)共、仲間事ニ相決候ニ付(てハ)、

但、年季明候ハ、地面可為請戻、年季明ニヶ月過候

一向取上申間敷事、

ハ、定法之通流地申付、両様共ニ過料、双方ヘ可申

一質地 家質 諸借金 利足

尅割半已上之分ハ、

付事、

尅割半ニ可<sup>(直)</sup>極、

一質入之地面を半分(直)小作ニ致、質地之

右同断

一寄進回帳ニ記候借金印形無之分<sup>(日寄附込)</sup>

高不残年貢諸役共、地主<sup>〆</sup>相納候証文

宛所無之 年号無之分<sup>(証文)</sup>

無取上

但シ右同断、

証文之末ニ利足定メ書載有之処ニ、

一廿年以上之名田小作は、永小作可申付事、

印形無之利足、

一家質金・質地金并諸借金、宛所違之

右同断

十七 借金銀取捌之事

一借金銀

一 地代

一 店貸<sup>(賃)</sup>り

一 祠堂銀<sup>(金)</sup>

一書入金

一 立替金

一 先納金

一 職人手間賃金

一手附金

一 持參金

一 売掛金

一 官金

一売渡証文并諸道具預ケ証文ニテ金子借り候類

一仕入金

是は只今迄三十日切ニ濟方申付候、

右之分、享保(十)四酉年已来之滞は、三十日限濟方可

十八 借金銀分散申付方之事

申付、但、右日限之度<sup>〆</sup>少<sup>(少々)</sup>も相濟候ハ、幾度も切

金ニ為差出、其上ニテ濟方不埒ニ候ハ、身躰限り可

申付事、

一 金銀借方之者、身躰分散之節、貸方之内若不得心之者有

連判証文有之諸道具<sup>(請負)</sup>

ハ、得心之者計ハ分散割付<sup>(合)</sup>為相渡可申候、尤借方之者

一 徳用有之割合受取(候)定

仲ヶ間事ニ付、無取上

身ノ上持次第、割合受(取)候者(も)、不請者も、一同

(三)追て相懸候様(三)可申渡候事、

十九 奉公人請人御仕置之事

一 奉公人給銀滞 十日限受人(之)濟方可申付

但、日限之節半金も指出候ハ、十日限日延、其上ニ滞候ハ、身躰限り可申付事、

一 請人死失候敷、於(致)欠落者 (人主) 右同断

但、右同断、

一 武士方奉公人(を)金ニ取候分 (人主) 右同断

但、日限申付方右同断、日延申付之上滞候ハ、其者

衣類道具等、滞候金之高ニ積り可為相渡候事、

給銀出入主人(之)請人(之)家主え 家主え給金濟方

一 相届、預り証文取置候已後、 并尋可申付候、

請人欠落致ニおゐてハ、

但、右立替金、請人(之)店受え、家主懸候共申付間敷

事、

取逃引負いたし候者、受人え 取逃引負金共ニ、

一 引渡、請人(之)可濟旨証文取置 受人え濟方可申付、

候上、奉公人於致欠落ハ、

但、引受之証文於無之ハ、欠落尋計可申付、

一 給銀受取、主人方え不引越もの 敲

一 欠落奉公人 請人え三十日限申付、三日限り日延

候上、不得尋出候ハ、過料、

但、致取逃候ハ、六日限日延尋可申付事、

一 取逃之品、於売払は、 買主(より)為戻可申候、

但、金子杯ハ、遺捨候事分明ニ候ハ、すたりニ可致候、

一 取逃之儀乍存、奉公人計

隱置候受人人主 江戸十里四方 追放

一 奉公人給金、請人立替相濟候 三十日限濟方

已後、下受人え懸候節は、 可申付事、

一 欠落奉公人を請人見当、 立替金(給)銀雜用共ニ、当

当宿へ於預置候は、 宿え三十日濟方可申付、

(但、右欠落者を引返度旨、請人相願候ハ、引返さ

せ可申事、)

一 武士方町方共ニ欠落 受人へ相渡、(心)次第申

一通り之者(を)尋出 付、主人受取度願候ハ、

召捕候おゐてハ、 其主人え可相渡事、

但、(致)欠落、三日之内他所にて致悪事候ハ、主人

方へ為引取、欠落ニハ立申間敷事、

一人宿之外素人宿之分 親類并同国之好身ニ候ハ、

十人迄ニ可致受判事、

但、十人之餘ニ候ハ、過料可申付事、



物雜物主ニ(成)、致世話遣、配分ハ不取もの

(江戸十里四方追放)  
死罪

一 請ニ立奉公ニ出置候もの(を)誘引出、

又候外え売候もの

死罪

一 頭取 二十二 対地頭強訴其上致徒党逃散候百姓御仕置之事

一名主

一 組頭

一 惣百姓

重き 追放  
田畑取上 所払  
村高応し 過料

但、地頭申付非分有之は、其品ニ応シ、一等(も二等)と輕  
き可相伺、未進於無之(ハ)、重キ咎ニ不及事、

二十三 位金并白紙手形(ニテ)金銀貸シ借いたし候もの御仕置之事

一 位金并白紙手形ニテ質地借金等取やり仕候者、不埒ニ付、  
濟方之不及沙汰ニ、双方并証人共ニ、過料可申付事、

但、金高借り主過料員數之儀ハ、例(ニ)不構、身上ニ  
応し重可申付事、

二十四 密通御仕置之事

一 密通いたし候妻

一同男

死罪  
同斷

但シ実(之)夫を殺候よふニ勧め候歟、

又ハ手伝殺候ニおゐてハ、獄門、

一 致密通夫、実(之)夫を殺候もの

一 致密夫、実(之)夫え疵付け候もの

一 主人之女房(妻)密通之手引致し候者

一 去状を不取、他え嫁候女 髪を剃、親之元へ返し

但シ右之致取持候もの

一 去状無之女、他へ縁付け候親元

但シ呼取候男も同斷、

一 主人之娘と致密通候もの

但、娘ハ手錠(鎖)かけ、親元え相渡、

一 主人之娘え密通之致手引候もの

一 夫無之女と致密通、誘出候もの

一 下女下男之密通

一 養母養女并嫁ト致密通候もの

一 姉妹伯母姪ト致密通候もの

一 離別状不遣、後妻呼候もの

引廻シ 磔

同 獄門

死罪

過料

過料

過料

同斷(申渡)

所払

女ハ為返

男ハ手錠(鎖)

主人え引渡

男女共ニ 死罪(獄門)

非人手下

所払

所払

但、於利欲之筋（を以之）儀（に）候ハ、家財取上、江戸  
戸払、

二十五 盗人御仕置之事

一人を殺致盗候もの 引廻シ 獄門

一盗ニ入、刃物ニて人ニ疵付候もの 盗物持主へかへし候共 同断

一同刃物ニ無之、外之品ニて（人）ニ疵付候もの 同断 死罪

一盗可致ト徒党（いたし）、人家へ押込候もの 頭取 獄門

一家内へ忍入、或ハ土蔵杯破候もの 同類 死罪

但、忍入候共、たくみ候儀も無之、其品軽キハ、入墨  
之上、重敲、

一盗人之手引いたし候者 死罪

一片輪者所持之品（を）盗取候もの 同断

一追剝いたし候もの 同断

一追落致し候もの 同断

一手元ニ有之品、与風（盗候類）、金十兩已上、雜物代  
金三積十兩已上 同断  
但、金十兩已下、雜物も（代）金（三）積り十兩已下、入

墨之上敲、

一輕盜致し候もの

一「一ツたん敲」ニ成候上、輕致盜候もの

一途中ニて小盜いたし候もの

一橋ノ高欄又ハ武士屋敷之鉄物取候者（はつし）

一湯屋え參、衣類着替候もの

一輕盜人之宿いたし候者

一盜物と乍存、致世話、配分ハ不取者

一盜物と存、預り候もの

一右三ヶ条、其品（重キハ）御仕置臨時可致評議事、

一陰物買 同断

但シ年来此事（三）掛合候者

一陰物ト乍存、又買致し候者 入墨之上敲 死罪

一盜物ト不存候へ共、出所不相糺、質ニ置■過料

（二）都て盜物之品ハ、被盜候者へ相返し可申候、金子は、遣

捨候ハ、損失たるへく、勿論（盜物）取戻共、無差別、右

之通御仕置可申付事、

一御林之竹木申合盜伐致候もの

頭取 重き 同断

頭取ニ准し候もの

同類 過料

一家蔵へ忍入候盗人ニ被頼、  
盗物持運、配分取候もの  
敲之上  
輕追放

(但、配分不取候ハ、敲之上所払、)

一悪党者と乍存、宿いたし、又は五(七)日ツ、逗留為仕候もの  
重き追放

但、悪党者礫ニ可行候ハ、致宿候者、死罪、

一悪党者と乍存致宿、盗物売払遣、又は質ニ置遣、配分取候もの、  
死罪

二十六 人殺御仕置之事

一主殺 二日晒、一日引廻し、銀挽之上 磔

一主人ニ為手負候もの 晒之上 磔

一同切懸ヶ相懸候もの 死罪

一古主を殺候もの 晒之上 磔

一同為手負候もの 引廻之上 同

一同切懸り打懸り候もの 死罪

一主人之親類を殺候もの 引廻し 獄門

一同為手負候もの 同 死罪

一同切懸り打かゝり候もの 兼て巧ミ候事ニ候ハ、 同断  
但シ当座之事にて候ハ、遠島、品ニより重キ追放、

一親殺 引廻し 磔

一(同)手為負候もの并打擲致候もの 同

一同切かゝり打懸候もの 死罪

一伯父伯母 兄 殺候もの 獄門

一同為手負候もの 死罪

一師匠を殺候もの 磔

一同為手負候もの 死罪

一人を殺し候もの 下手人

一致差図、人を殺させ候もの 下手人

一大勢にて人を打殺候時、初発(二)打懸候者 同断

一人殺ニ手伝いたし候もの 遠島

一同致手伝不申候得共、荷担いたし候者 中追放

一相手ヲ不法之儀仕懸、無是非故为傷、人(を)殺候もの 遠島

一差図(を)請、人を殺候もの 同

一辻切いたし候もの 引廻し 死罪

一渡舟乗沈、溺死有之候ハ、其舟(之)水主 遠島

一車(を)引懸、人を殺候ハ、殺候方を引候者 死罪

但、人ニ不当方を引候もの 遠島

一同怪我為致候もの 同

但、人ニ不当方を引候もの中追放、(敢)車(引)之主人重過料、車(牽)ノ家主過料、

一牛馬(を)牽かけ、人(を)殺候もの 死罪

- 一口論之上人ニ疵付、片輪ニ致候もの 中追放
- 但、渡世ニ成かたき程の片輪ニ致候ハ、遠島、  
(中追放)
- 一牛馬(を)牽かけ、怪我為致候もの 同断  
(入墨之上、遠  
国非人手下)
- 一離別の妻ニ疵付候もの
- 一人を殺候旨申懸致候者 一通之申懸ニ候ハ、重キ追放
- 但シ深キ巧有之ハ遠島、於品重、死罪、
- 一非分も無之実子養子を殺候もの、短慮ニて  
(親) 遠島
- 与風殺候ハ、
- 但、(親方之者)、分別を以殺候ハ、  
(利得) 死罪
- 一弟妹甥姪(を)殺候もの 右同断 遠島
- 但し、右同断、
- 一舅を殺候もの 引廻し 獄門
- 一毒飼致シ人を殺候もの 同断 遠島
- 但、毒飼致シ候得共、於不死ハ、  
(引廻之上) 獄門
- 一地主を殺候もの (家守) 死罪
- 一同可殺所存ニて手(疵)為負(候)家守 同断
- 一元地主を殺候家守 引廻し
- 一同可殺所存ニて手疵為負候家守 遠島
- 一支配(を)請候名主を殺候もの 獄門
- 但、可殺所存ニて手疵為負候もの 死罪
- 一人殺之手引致し候もの 遠島
- 但、殺候当人、致欠落於不出ハ、  
(下手人)
- 一自分之悪事可頭(を)厭ひ、(其)人を可致殺害候ハ、疵  
(として)
- 付、或詮議したる人ニ遺恨を含、手疵為負候もの 死罪
- 二十七 怪我ニて相果候者相手御仕置之事
- 一弓鉄炮ニてあやまり(ニて)人を殺候者、吟味之上あやま  
(ヲ放) り無紛、并怪我人之親類存念相尋候上、 遠島
- 但、相果候者存命之内、相手御仕置御免之願於申置
- ハ、一等輕可申付事、
- 一定たる矢場・鉄炮場ニて外(不慮)人參懸り、候者矢  
(吾) 玉(ニ)当り、假令其人死候共、不及咎事、
- 一怪我ニて与風疵付、其疵ニて相(手)果候者  
(死) (右同断) 中追放
- 但、吟味之上不念之儀  一等重可申付事、
- 二十八 拾五才已下之者御仕置之事
- 一子心ニて無弁、人を殺し候ハ、  
十五歳迄親類預ケ置 遠島
- 一同 無弁、火を附候者 (右同断) 同断
- 右二ヶ条、格別深巧有之ハ、評議之上可相回事、

一 盗いたし候者 大人之御仕置ニ二等輕可申付事、

同斷<sup>(ママ)</sup>

二十九 科人欠落尋之儀<sup>(事)</sup>

一 主人ヲ家来ニ 親ヲ子ニ 兄ヲ弟ニ

三十一 人想書を以御尋ニ可被成者之事<sup>(相)</sup>

一 公儀え対候重謀(計) 一 主殺

伯父ヲ甥ニ 師匠ヲ弟子ニ

一 関所破 一 (親殺)

右之類、尋申付間敷事、

一人想書を以御尋之者を乍存、囲置又は召仕等致シ不訴出  
もの 獄門  
但、乍存請ニ立候もの 同罪

一 (事を巧) 人を殺候者、又ハ闇打、或ハ人家へ忍入、人を殺、致欠落候ハ、先近キ親類之内宍人入牢可申付、尋之儀、三ヶ月不尋出候ハ、猶又百日切尋申付、不尋出ニ

おゐてハ、尋申付候者之内ニて近キ続之もの中追放、残ハ過料之上永尋可申付候、

三十二 人別帳ニも不加他之者差置候御仕置之事

一人別帳ニも不加他之者(を)差置候ハ、  
当人并差置候もの(共) 所払

一 喧嘩口論ニて人を殺候もの、致欠落候ハ、尋之儀、六ヶ月之内尋申付、不尋出候ハ、過料之上永尋可申付候、尤御仕置之(者)一件之内、欠落者六ヶ月を限(リ)不尋出候ハ、残ル者ハ御仕置可申付事、

名主 重き 過料  
組頭 同斷

但、親類入牢預ケ等之不及沙汰事、

一 譲請之町屋敷、町内へ弘メ無之、町名主前(不)改メ類、及出訴候は 屋敷取上ケ

三十三 譲屋敷取捌之事

三十 載許絵図裏書加印之事<sup>(裁)</sup>

一 国境郡境載許絵図

御老中(加印)

三奉行(連印)

但シ右之外絵図裏書を以載許(之)分ハ、三奉行連印(裁)、

一 縁談極(置)候娘と致不儀男并(娘共)切殺候者親、見届

三十四 縁談極候娘と致不儀者(を)切殺候者之事

候段無紛おゐてハ、

無構

三十五

三鳥派 不受不施 御仕置之事

一 三鳥派 不受不施 類之法を勸候者

可致改宗由申候共

遠島

但、勸候者俗人ニ候ハ、家可致相統子可致改宗由申

候共、所弘、其外妻子可致改宗旨申におゐてハ、無

構、

一同伝法ヲ請、其上勸候者

■ ■ ■ ■ ■

右同断

田畑取上所弘

一 伝法請、其上勸候者(之)宿いたし候もの

右同断

重追放

一同勸候者を村方(ニ)差置候名主・組頭 役(儀)取上

但、帰依いたし候ニおゐてハ、可致改宗由申候共、名

主ハ田畑取上軽追放、組頭ハ田畑取上之上所弘、

一同勸候者、不致住居候とも、大勢

村方之者於致帰依(不存)は、

(但)、右同断、

一 (同) 伝法を請候もの

但、致改宗、自今右宗旨持間敷由於致証文、無構、

遠島

三十六 新規之神事仏事并奇怪異説之御仕置之事

一新規之神事仏事致候者

出家社人ニおゐてハ其品<sup>(軽)</sup>重<sup>(重)</sup>ハ

所弘

俗(人)ニ候ハ、過料

一 奇怪異説申触致、人集(いたし候)ニおゐてハ、

人集メいたし候宿

江戸弘

発起致、申触候頭取

同致世話候者

右同断

但、致人集宿ノ名主押込、五人組過料、在方名主役儀

取上、組頭過料、

三十七 人勾引御仕置之事

一人を勾引候もの

一 勾引候者ト馴合売遣ニ、分ヶ名<sup>(符)</sup>前取候者

重追放

三十八 謀書謀判致候者御仕置之事

一 謀書(又ハ)謀判致候者

但、加判人

引廻し

獄門

一 謀書(ト)乍存、任頼認(遣)候もの

死罪

重追放

三十九 火札張札捨文(いたし)候者御仕置之事

一 以遺恨可火附と、張札又ハ致捨文候者 死罪

一 遺恨にて人之惡事<sup>(等)</sup>、偽候儀を認、

張札又ハ致捨文候もの

死罪ニ不及程の義を認候ハ、 中追放

四十 二重質二重書入二重(壳)御仕置之事

一 田畑屋敷二重(に)致質入候もの 質入主 中追放

名主田畑取上 輕追放

加印人 所払

但、田畑屋敷ハ初之金主え相渡、(後之金主えハ家財取上可相渡)、尤名主・加判人馴合札金(等)取候ハ、

家財取上<sup>(前)</sup> 中追放

一 田畑(家)屋敷(并)建家等、二重(二)書入候者

書入主 輕追放

証人 過料

但シ書入之品ハ初之金主え相渡、後之金主えハ家財取

上可相渡、尤証人馴合、札金(等)取候ハ、江戶払、

勿論後之金主書入之訳乍存、(書入)証文取(候)ニおゐ

てハ、 江戶十里四方 追放

一 諸商物代金請取、其品不渡、外え二重壳致候ハ、

手錠之上十日限濟方申付、三十日限之内

濟方無之候ハ、身躰限り可申付事、

四十一 捨子之儀ニ付御仕置之事

一 金子ヲ添へ捨子ヲ貰、其子ヲ捨候者

但、於切殺(殺候)は、

一 捨子有之を内証にて

隣町(等)へ(又候)捨候儀、於顯、

引廻し 獄門

引廻し 磔

当人 所払

但、吟味之上、名主・五人組不存(儀)、於無紛は、無

五人組 過料

同断

名主 江戶払

一 請合人も無之、欠落もの(を)困置候者

一 欠落者有之を不申立、

落所<sup>(前)</sup>ニ可成品を押かくし

置ニおゐてハ、

四十二 欠落者之儀ニ付御仕置之事

一 御城内にて口論之上、

四十三 あはれ者御仕置之事

十人已上敲合擱合候者 双方当人 重追放

荷担いたし候もの(敲之上) 江戸払

一あはれ候て町所さわかせ候もの 敲之上 所払

但、所々にてあはれ候におゐてハ、 同 中追放

(但、右同断、)

地主・家主・五人組 所払  
名主、江戸十里四方 追放

四十四 婚礼之節(石を)打候もの御仕置之事

一婚礼之節、石(を)打、狼藉致候もの 頭取、江戸十里四方 追放

同類 江戸払

四十六 廻船荷物出売出買并船荷物押領致候者御仕置之事

一廻船荷物出売出買致候もの 売主買主共 重キ過料

(但、荷物代金共ニ取上、荷物ハ問屋<sup>(マヤ)</sup>え相渡可申事、)

一打荷物破船と偽、荷物致押領候者 水主舟頭<sup>(マヤ)</sup> 獄門

上乘 同罪  
(水主)入墨之上 重敲

四十五 倒死并捨物手負病人(等)有之ヲ不訴出者御仕置之事

一倒死并捨物(等)有之を押隠、於不訴(出)ハ、

見世先屋敷之内(二)

有之を隠候店借地借り 過料五貫文

地主・家主・五人組 過料

名主 戸シメ

但シ地主・家主・名主・五人組不存ニおゐてハ、無

構、

一変死并手負候者を隠置、不訴出、 右同断 江戸払

其外病人等隣町へ於送遣ハ、

但、吟味之上、浦証文ハ有之候共、類船無之、指て有  
いたみ不申処、打荷いたし候におゐてハ、舟頭過料拾  
貫文、上乘(同)三貫文、水主無構、

四十七 辻番人御仕置之事

一廻り場之内にて金銀又は雜物等(を)ひろひ、

隠居候番人 引廻し 死罪

但、品軽ク候ハ、 入墨之上敲

一廻り場之内にて人(を)切殺、或ハ為手負候を

見逃ニ致シ、相手を不留置番人 中追放

一廻り場之内にて捨子(又ハ)重き病人有之を、  
外へ捨候番人

但、倒死有之を押し隠、取捨候ニおゐてハ、江戸放、  
一於辻番所、博奕致候番人 遠島

四十八 変死之者内証にて葬候寺院御仕置之事

一通例之死と不相見変死之者(を)内証にて  
葬候寺院 五十日 逼塞

四十九 毒薬并似薬売候者御仕置之事

一毒薬売候もの 引廻し之上 獄門  
一似薬売候もの 同 死罪

五十 似金銀拵候者御仕置之事

一似金銀拵候者 引廻し之上 磔

五十一 (似せ秤似せ拵候者御仕置之事)

一似秤拵候もの 引廻し 獄門  
但、掛目違於無之は、 中追放  
一似拵候もの 同 獄門  
但、入目違無之ニおゐてハ、 中追放

五十二 (載) 載許并裏判不請取者御仕置之事

一載許不請者 中追放  
一裏判并差(紙)不請もの 所払

五十三 御溜場にて鳥殺生致候者御仕置之事

一網或ハ竊繩にて鳥致殺生候もの 過料  
一鳥致殺生候村方并居村 名主 過料  
組頭 叱

五十四 遠島之者并犯御仕置之事

一遠島之者、(島)にて重致悪事候もの 於(其)島 死罪  
但、同類并輕致悪事候もの、島かへ、 於其島 死罪

五十五 (盗物質ニ取又ハ買取候者御仕置之事)

一組合之定式有之売物、組合ニ不入商売 商売取上 過料  
いたし候もの 家財取上 江戸払  
一紛失物、町触之節隠置候者  
一尅人両判、或証文等無之質物(を)取候者 其品取上 過料

但、町触之節於訴出ハ、其品取上、不及答、  
（朱書）「右三ヶ条、先達て窺相濟候盜物質ニ取、又ハ買取  
候もの御仕置之内え書加可申候、」

- 壹 寺社一件
- 貳 公事訴訟取捌
- 三 国郡境論
- 四 山野入会村境論
- 五 漁獵海川境論
- 六 田畑禁論（卷）
- 七 堤井堰用水論
- 八 証拠証跡用不用
- 九 馬次川岸場市場論
- 十 跡式養子離別後并引取人
- 十一 質田畑論
- 十二 借金家質出入
- 十三 奉公人出入
- 拾四 裁許破綻背其外御仕置物大概（卷）  
附、此部ニは万事御裁許

一 寺社一件

一 御朱印地境内ニ、数年百姓開来田畑并家居等可為有来  
通、年貢ハ任畑例、越石等ハ其寺社領え収納、夫より越  
石之地頭へ収之、  
一 御朱印地畝歩不足之類数多有之、依て訴訟不取上也、

- 一 寺社領争論、縁記<sup>(註)</sup>讓状を以申出候付、御朱印之面寺社領縁記之通と有之歟、或は縁記讓状御国絵図名所致府合、書面も疑敷無之ハ、取用、
- 一 寺院後住争論、先住遺状讓状槌成書物は取用、又は百性町人家督出入ニ付、讓状正敷書付は用之、
- 一 先住後住之遺言有之処、外之出家を後住ニ可居旨申といへとも、法式之儀、旦那差綺へき謂無之、不及沙汰、
- 一 無謂離且<sup>(註)</sup>不致、
- 一 旦那寺不似合無慈悲成致方ニ付、致離且におゐてハ、帰且之不及沙汰、
- 一 心願有之、其身一代致改宗におゐてハ免之、
- 一 父之遺言於有之、改宗心次第たるへし、
- 一 祈願所は帰依次第也、
- 一 離且之上石塔迄引取候処、年数過於申出ハ、帰且之不及沙汰、
- 一 離且之証文押て印形取候におゐてハ、所払、其品輕キハ、戸<sup>(註)</sup>、
- 一 女子ハ母之宗門ニ成候例無之、女子ハ夫之宗旨ニ成候定例、
- 一 住職出入雖有之、宗旨証文印形可差延謂無之、寺附之印形を以証文可為差出、
- 一 前菩提所え不断、宗門証文於致印形ハ、戸<sup>(註)</sup>、
- 一 開基旦那は、過去帳次第也、
- 一 後住之儀、開基旦那ハ格別、旦那を不為指綺、
- 一 旦那を疑、宗旨印形於滯は、逼塞、
- 一 新寺院地致寄附ハ、地面 公儀え取上之、其所之名主組頭、戸<sup>(註)</sup>、
- 一 寺法を差綺、本寺之触書、名主印形を以、門下え於相触ハ、役義取上、戸<sup>(註)</sup>、
- 一 我儘ニ寺号を取替におゐてハ、戸<sup>(註)</sup>、
- 一 墓所も無之、一村助合にて相統之寺地ハ、寺号停止之、
- 一 吉田家之許状於無之は、神主不立、然共、所により社役免之、為勤之、
- 一 御朱印地、質地ニ取候事停止之、
- 一 先住借金有之候を、当住不存、触頭も不申間候ニ付、致入院におゐてハ、後住不及返済、先住之弟子并証人より濟之古例、
- 一 諸寺院之什物仏具建具等、書入又は売渡証文にて、金借り候当人証人共ニ咎申付、尤金銀共濟方も申付、
- 一 先住借金、当住不存旨雖申之、先住借金も有之ハ致入院間敷旨、於不相断は、当住又ハ証人を為渡之、
- 一 寺附之品々、質入又ハ売渡シ証文にて金子借候分ハ、相

対次第也、但、当人欠落死失等ニ付、後住宿寺証人、所

え懸候て、訴出候ても無取上、

一 右証文ニ寺附之品々と無之、所持之品可相渡と申文言之証文ハ、吟味之上今迄之通也、

一 御法度之宗門をたもち勤メ候出家頭取、遠島或は追放所払、

一 改宗之者ハ、誓詞之上赦免、右ニ付仕形不埒之者ハ、戸ノ過料、

一 出家願人座頭穢多非人、從 公儀御仕置ニ不及類ハ、其頭触頭等え夫々ニ引渡、法之通可致旨申渡、

一 寺社之訴訟人、可届所え不断して願候類は、無取上、但、本寺触頭之悪事又は非義之申付等にて、再応願候ても不叶時、奉行所え願出候得は、品ニより吟味有之、

一 出家ニ密通之儀、不慥成義申懸ニおゐては、追放之古例、

一 押て密会いたし候出家、死罪、女ハ得心之儀雖無之、不埒ニ付、髪を剃、親類え渡、

一 出家ニ不似合不謂義ニ携り、品々於申出は、袈裟取上、一 証拠義申募、本寺触頭マツマツ触頭之申付を不用、第一人数を火

付盜賊於申懸ハ、脱衣追放、

一 追院科重キハ其村并江戸御構、輕キハ其村中計、夫々輕

キハ其地中計御構、

## 二 公事訴訟取捌

一 関八州より申出ル公事、御領料私領共ニ御勘定奉行初判、関八州之外も御領料之分ハ右同断、大岡越前守支配之分ハ、越前守初判出之、

一 関八州之外も私領之分、寺社奉行初判、但、関八州之内ニても、寺社奉行分ハ右同断、

一 五畿内近江丹波播磨之国は、京大坂町奉行所え訴出ル、但、国々余国ニ懸り候出入は、寺社奉行ハ初判出之、

一 町奉行支配之町之出入は勿論、江戸之内寺社奉行支配之者ハ、町奉行支配之者え懸出入、又は御勘定奉行初判、

一座裏判出不及、双方之家主主組頭五人組立会、来ル幾日迄可濟、不相濟おゐてハ幾日ニ可出旨、其筋之役所

之押切裏書出ス、其上にて評定所へ出ス、

一 地頭違又は一地頭之内、百姓出入両様共ニ地頭ハ断有之上にて取上ル、且一地頭取捌にて可事濟義は、地頭え申

談、其上にて不相濟候得は取上、

一 御料所之百姓出入、其所之支配人添状無之は、不取上之、御料所百姓、其所之支配人、何之訳も無、押置候か、或は裁許之次第難請、再往相願候ても取上なく、奉

行所え訴出、支配人心得違之趣相聞え候ハ、支配人奉行宜取計、其上ニても訴訟人不致得心候ハ、奉行所ニて裁許申付ル、

一私領之百姓、地頭え願出候時久敷不取上、或ハ裁許之次第難請、再往願候ても取上無之、奉行所え訴出ニおゐてハ、右同断、

一奉行所諸役所并於私料、前々裁許有之候て事済候儀、經年月、右裁許非分之由ニて、再吟味願候共無取上、然共、訴訟方慥成証人等有之、相手方ニは証拠無之、先裁許必定過失と相見え候ハ、伺之上詮議可取懸、若双方証拠於有之は再吟味之願無取上、但、相手不尋して不叶義も有之候ハ、其所之支配人或ハ地頭え可(一)通相尋、猥ニ相手不招呼、

一再吟味願理分ニ間候共、双方対決之上ならて理分難相決、又は檢使不遣候ては不分明之儀は、慥成証拠無之候ては再吟味無取上、右は惣て訴訟人願ニて再吟味之事ニて、奉行所ニおゐて評儀之上、前々裁許改候義格別也、

一重キ御役人并評定一座知行所之出入は、伺之上裁許申付ル、大目附已上之質地借金公事は、定法有之故不及伺、一論所見分裁許何帳ニ証文之内文言、又は古キ帳面を以証拠ニ引は、其事之員數、或は古キ絵図面極候義は、右繪

図入用之所計小絵図ニ記之、見分絵図ニも白紙附紙之肩に訴訟方相手方など、夫々之頭号(題)を書記ス、一忌中之時、立会内寄合出座之義、父母之外之忌中は、たとへ廿日之忌中ものハ七日立候得は出座之事、

### 三 国郡境論

一 国郡境ハ、官庫之絵図或は水帳次第、  
一 国郡境、川附寄之例は不用之、

一 官庫之絵図、国界之山を双方ヨ書載之、双方共ニ外証拠於無之は、論所之中央可為境、  
一 国郡境山論水分之峯通限境たり、

一 先年之裁許、絵図朽損仕、直度之由訴出ニおゐてハ、相手方之絵図相渡可為写旨、訴状裏書ニ一座令印形遣之、  
何之裁許方ニても同断、

一 国郡境峯通りヨ谷合見通し堺たるへし、  
一 官庫之絵図ニ論所を半分載之といへとも、一方ハ全載之外ニ証拠於有之ハ、勿論全ク載方之理運たり、

一 死馬捨馬等ハ、村境は不及沙汰、近村入念たるへし、  
一 内山居林等え地元之外は入会禁之、

### 四 山野入会村境論

一 死馬捨馬等ハ、村境は不及沙汰、近村入念たるへし、  
一 内山居林等え地元之外は入会禁之、

- 一 内山堺無之といへ共、地元之古畑等於有之ハ内山たり、
- 一 入会より数十年新開致といへ共、地元より訴後におゐてハ不及荒之、年貢地元之村え入会より納之為致へし、
- 一 双方証拠不有之は、大道筋或は川之中央、又は岸通谷合見通水帳次第、古田畑等境タリ、
- 一 地元たりといへ共、近來之新開キ新林等は可為荒之、
- 一 入会場え之道たりといへ共、敢テ入会之証拠ニ不用、
- 一 名田同意之茅野等、地主不得心之上ハ、外<sup>ル</sup>新田等願候共、無謂外えは不免、
- 一 入会ニて無之草刈等之場は、田高ニ応刈之、
- 一 入会野新開発等は、高ニ応シ割合之、
- 一 他之入会場え紛入、刈取ニおゐてハ過料、
- 一 秣場え之仮橋、他之往來禁之、
- 一 別村ニ分といへとも、官庫之絵図郷帳次第たるへし、
- 一 畑廻り之秣場ハ、畑圃久根中央より内外老尺五寸宛、都合三尺除之秣刈之、
- 一 新開立出たりといへとも、理不尽ニ伐荒におゐてハ、過料、
- 一 地元より土手築之由、雖新古争、入会場之障無之ニおゐては、有來り之通築置、尤重て新規之義禁之、

##### 五 魚獵海河境論

- 一 川は付より次第、流に随ひ中央境たり、
- 一 川向ニ有來ル地面ハ、任先規、飛地可進退之、
- 一 魚獵藻草、中央限取之、
- 一 藻草役錢無之、獵場之無差別ハ、地元次第取之、藻ニ障ニおゐてハ、新規に魚獵禁之、
- 一 御菜鮎并連上納におゐてハ、川通他村前<sup>ニ</sup>無差別入会鮎獵致之、無役之村ハ村別ニ可限之、
- 一 魚獵入会場国境之無差別取之、
- 一 藻草漁獵場ニ障ニおゐてハ禁之、
- 一 磯獵ハ地付根付次第、沖ハ入会、
- 一 小獵ハ近浦<sup>ニ</sup>任例、沖獵におゐてハ新規ニ免之、
- 一 浦役永於有之は、他村前<sup>ニ</sup>浦魚獵たりといへ共、入会之例多し、
- 一 船役永ハ沖獵或ハ荷船可為繫役、
- 一 海境分木ハ式本立ル例多し、壹本ハ可為浜境網干場境、
- 一 運上船之役は、磯<sup>ノ</sup>沖え壹里程限之、
- 一 鮫獵ハ拾四町之内可限之、
- 一 入海ハ兩頬之中央限之、村並村境見通可為境、
- 一 関東筋之鰻繩、諸獵之妨ニ付停止之、
- 一 一本針にて鰻釣候事は、禁外たり、

一 (本文を欠く)

六 田畑禁論<sup>(ママ禁)</sup>

- 一 川付寄之事、大水にて自然ニ川瀬違、高外之新田地、又は見取場・小物成場・秣場・河原・埴原地等之無高之地所ハ、付寄次第也、然共、川除等之仕形ニより分ル、手段を以、川筋違せ(候類ハ、付寄之例を不用義も有之事ニ候、依之新堤築出等、其村之勝手次第ニまかせ、川中え仕出候事、制禁通り勿論高内之分ハ、附寄之不及沙汰、川向之附寄地を飛地ニ進退申付ル定法也、
- 一 檢地之地、先見取場等地頭より寄附たりといへ共、於証拠無之は、地頭え取上之、年貢ハ可為御藏入、
- 一 他之地先を開込ニおゐてハ為返之、仕形不埒ニおゐてハ、不納之年貢為納之、
- 一 居村之地内村前等ニ他村より竿請之新発有之、其新発之先たりといへとも、於為居村於為地内は不立之、新発之外綺事を禁之、
- 一 先地頭之除地ハ、当地頭之心次第たるへし、
- 一 双方為持地証拠於無之ハ、公儀え取上之、村中又は名主ニ預ケ、
- 一 木新キハ<sup>(陸)</sup>双方立合伐之、

一 永小作并数十年預来地面ハ、無謂取上之事禁之、但、或十年来を永小作ト云、

一 竿請之田畑於切崩ハ、手鎖或ハ過料、

一 出作百姓年貢高役等、内証相對は格別、村並本百姓同様之高割勤之通例也、

一 水帳ニも不書載新開發場、水行之障成におゐてハ、圍取払可為流作、

一 本田高の河欠ハ、附寄之不及沙汰、先ヲ限り川向之附寄地を、欠地ニ反別ニ応し、飛地之積り渡之、

一 水帳を押かくし、過米於取上之ハ、名主ハ死罪或ハ遠島、

七 堤井堰用水論

- 一 私領にて新田新堤取立候事、双方地頭相對之上之儀ニ付、障り無之様ニ可申合旨申談、願不取上、子細有之難濟義は格別、
- 一 用水掛引井論之儀、川中ニ井堰を立、水を引分ケ候処、堰之仕方ニより川下之井水不足にも不構、手前勝手宜様のミ仕候故及爭論、或ハ兩類ニ井口有之場所、片類之井口付替候時双方不申合、一方之自由ニ任せ仕替候故、及出訴候類有之候、右躰之儀は双方致相對、普請仕候節は

立会、無障様ニ可致、若滞儀有之歟又は不法(之)事有之ハ、其節ノ十二月を限り於訴出は裁断有之、右期月過令出訴は不取上之、

一 御料私領組合普請、私領分計自普請願ニおゐてハ御免之、

一 当時用水不引といへとも、古来ノ之組合離ル事禁之、

一 往還橋普請、組合新規ニ申付例有、

一 用水人足諸色組合、惣て高割合、

一 一領之時水代雖不出之、於他領分ル、は、新規出之、

一 用水論は容易ニ不取上、双方之役人立会無滞様ニ為濟之、但、十二月を過於訴出は不及沙汰、

一 畑成用水ニ障ニおゐてハ禁之、

一 新田新堤、双方役人立会、於無障は為取立之、

一 堤重置、於障有之割之、

一 用水は田反別多少応シ、可為割合、水門之尺寸を定、

一 用水引来証拠無之、溜井廻リニ其村之田畑取廻有之、地

内水元たる上ハ、田高に応し新規ニも用水引之、

#### 八 証拠証跡用不用

一 山論境目・秣場出入・田畑論、先奉行裁許之書付、古水帳、且古来御代官所之節裁許書或ハ地頭捌置候書付差

出、御国絵図ニ<sup>(符)</sup>府合候歟、又ハ地所無相違候ハ、取用、

一 惣て古キ書物印形無之ニも慥成書付ニても、水帳又は地面府合候書面、且扱証文山手証文名寄帳印形有之、年貢<sup>(符)</sup>

等納方無相違ハ取用、

一 先地頭領主之帳面書物、其外古来之書付無印形といへ共、慥成ニおゐてハ取用、

一 名所字無之証跡ハ、不用之、

一 他之水帳書物等論所之証跡と偽之、字等書替ルニおゐてハ、死罪或ハ遠島、

一 慥成書物等有之所、不埒之証文等取之、為証拠於差出は、戸ノ或ハ所払、

一 証拠ニ可致工ミ、不埒之書付等於取差出は、戸ノ或ハ名主庄屋之役取放、

#### 九 馬次河岸場市場論

一 馬継、国絵図次第たるへし、

一 人足<sup>(馬)</sup>相對ニて助合来ル上ハ、公儀役之外ニても不相滞

可勤之、但、馬継場と相對ハ格別、

一 人馬継往還之外、<sup>(馬)</sup>狼候脇道通路停止之、

一 諸荷物直売手馬を以附通ル分ハ、雖為本海道無構可通之、脇往還ハ勿論也、

- 一商人え壳渡候諸荷物、手馬にて馬繼場を附通候事禁之、
  - 一双方無証扱之馬繼場は、双方月替りニ馬繼致可之、
  - 一脇道之分、旅人勝手次第可為致馬繼候也、
  - 一脇往還におゐてハ、御朱印之外雇人馬不足之分ハ、不及其断、
  - 一往還荷物理不尽於差押ハ、過料、
  - 一大坂荷物ニ京都之荷物入、持下り、京都之飛脚及難儀由にて、於道中理不尽ニ切ほとき候もの、古例獄門、
  - 一中絶之市、場於有之ハ禁之、
  - 一私ニ新市場立候事禁之、但、於構無之ハ免之、
  - 一市場近所え無届して新町家停止、
  - 一川岸場ハ河岸帳次第也、
  - 一市場ハ村鑑次第也、
  - 一川岸帳ニ不載分ハ、地頭并村用之荷物之外ハ運送禁之、
  - 一人馬繼之場所え寄、人馬出之といへ共、私ニ人馬繼禁之、但、馬繼場之相対は格別也、
  - 一三伝馬町ハ鞍判不請、江戸ニ駄賃稼禁之、
- 十 跡式家督養子并離別引取人
- 一父致養子、跡式於極置は、雖為実子、跡不繼之、
  - 一父跡式於不極は、血筋近キ者、可為相統之、
- 一夫死後家義、外え於縁付は、先夫之名請可差綺様無之筋目之者可相統也、
  - 一遺状之通家屋敷讓分ケ候ては跡致断絶、或は母ハ妾にて外え縁付候由、親類雖申出、悴無之相果候者之家財ハ、母之心次第たる上ハ、遺状之通母えも跡式分之、
  - 一重病之節、一判之讓状は不取用、
  - 一跡式相統之總領を差置、外之悴え跡式可讓との遺状ハ、不法也、然共、遺状猶慥成は、有金家督之悴七分、外之悴三分、家財田畑等は家督之悴可為相統也、
  - 一致家出、養父死後立帰候養子ハ、跡式相統不成、
  - 一当人相果、借金有之跡式、親類之内にて届出於無之は、借金方え家財可為分散之古例、
  - 一当人相果、跡式之儀遺状も無之、親類等不埒之儀を於致訴論ハ、公儀え跡式取上之、
  - 一智養子離縁之上ハ、生出之男子ハ夫之方へ可引取、引出物は相互に返之させる、
  - 一夫死後、後家へ養子あたり悪敷といへとも、於不慥は、後家心儘ニ外え可讓分筋無之、
  - 一智養子父子不和にて、実父方え立帰罷有、去状不遣差置、妻引取度旨申といへとも、無謂ニ付不及裁許、
  - 一智遺跡、妻養子之氣ニ不入、離縁之上ハ、持參金ハ不及

裁斷、諸道具去狀遣之上にて可為返之、

一実子出生以後、不和にて養子家出したすといへ共、父不  
埒ニ付、養子可為引取、

一養父仕方悪敷由にて、養子仕方穩便無之、実父方へ歸る  
におゐてハ、持參金相對は格別、不及裁斷、

一自分之悴を養子ニ可遣巧、離縁之腰折いたすにおゐて  
ハ、追放、

一智養子不縁たりといへとも、縁絶之証文も不取替、智養  
子より離別状も不取替、剩双方え片付候上ハ、及訴論類

ハ、不埒之仕方ニより持參金、公儀え取上之、  
一養子を妨候もの、品ニより牢舎之古例、

一妻之諸道具持參金相返上ハ、離別之儀ハ夫之心次第、  
一外之女を後妻ニ可致巧ニ、於致離別は、右之女妻ニ為致  
候義ハ勿論、出入共ニ差留ル、

一懐胎候共、離縁之儀は、夫之心次第也、出産之上、男子  
ハ夫の方へ可引取、女子ハ妻の方へ可差置、

一妻儀、親元へ歸り居候義、三四年過、於夫訴出は、願後  
レ難立、乍然去狀不取置も不埒ニ付、一応夫の方え呼戻  
し候上、離別状可為渡、

一離別状雖不遣、夫の方へ三年以來於不致通路ハ、外え嫁  
候とも、先夫之申分難立、

一夫を嫌、髪を切候て成共、暇取度由女房申、又は夫え申  
懸いたす類は、比丘尼ニ成、縁切せる古例、

一離別之証拋無之、女房親元え參居、雖相果、諸道具・持  
參田畑不及返、夫之心次第可為、

一悴相果候ニ付、娘を取戻候類ハ、持參金ハ不及沙汰、諸  
道具ハ可差戻候、

一先夫離別之事、慥不承届、去狀も無之、親ニも得心不為  
致、女と申合、理不尽ニ外え於引取ハ、重キ過料、士ハ  
品より追放、

一右女え離別共、自分として立去、親ニも不為致得心、致  
家出、去狀も不差越内、外え男を持ニおゐてハ、髪を  
剃、親ニ渡、以後外え片付候事ハ親の心次第、不義之男  
之方通路止之、

一右不埒之取持人は、過料、  
一女房得心も不致ニ、衣類等質ニ遣におゐては、不縁之  
事、妻之親之心次第、

一女房難渡子細相定、致家出ハ、女之親元え諸道具為返  
之、

一去狀取被替上ハ、為添候義、裁斷不及、  
一養子合之女房、夫を嫌、致家出、比丘尼寺え欠入、比丘  
尼三年勤之、暇出候旨訴出ハ、実方え為引取之古例、

- 一 久離帳ニ付置といへ共、致離別候者之子、引取人無之ニ  
おゐてハ、久離之無差別、其親類ニ預ル、
- 一 欠落之届致置といへとも、勘当之届ニても無之、外え可  
引渡者於無之は引渡之、
- 一 離別之事、断を請、女之親欠落、引渡人無之ニおゐて  
ハ、溜か預ケ、村か預ケ、
- 一 離縁之上、同町ニて同商売致ニおゐてハ、養父え対し不  
遠慮ニ付、養子所を立退せる也、
- 一 及出入、沽券証文於無之は、家屋敷 公儀え取上之、
- 一 讓証文計致所持、沽券不致所持候元地主願たりといへと  
も、元金為差出、讓証文と引替之上、家屋敷元地主へ為  
渡之、
- 一 押て縁組之義申募におゐてハ、本人取持人共ニ手鎖、
- 一 主人之女房臥居候所を忍ひ入、又ハ艶書を遣ニおゐて  
ハ、死罪古例、
- 一 百姓之下女、致密通ニ付、兩人共ニ主人打殺といへと  
も、百姓ニ不似合仕方ニ付、戸ノ之古例、
- 一 主人之後家、下人と致密通ニおゐてハ、後家下人共ニ、  
追放之古例、
- 一 妻下人と於致密通ハ、下人ハ引廻之上獄門、妻ハ引廻シ  
之上死罪、

- 一 妻(え)不作法ニ付、男女共ニ切殺といへとも、妻不作法  
於不究ハ、妻之敵打と難申ニ付、追放之古例、
  - 一 女房欠落いたし、又外之者と夫婦ニ成ニおゐてハ、新吉  
原え永く被下之、
  - 一 主人之娘を申合ニて誘出すにおいてハ、所私、
  - 一 夫有之所、外之者と夫婦ニ成ニおゐてハ、死罪、夫有之  
を、男不存といへとも、追放之古例、
  - 一 夫有之女、奉公之内、侍輩と致密通ニおゐては、男女と  
もニ死罪、
- 十一 質田畑論
- 一 知行所田畑、質地ニ入させ、地頭用金借出させ候事、停  
止之、
  - 一 質地倍金手形之分ハ、無取上、
  - 一 小作滞、日切ニも不相濟候得は、小作人身代限、諸道具  
不残相渡させ、田畑は小作人之多少ニ応シ、年数を限り  
金主方え為渡、年数過、小作人え為取之、但、小作人所  
持之田畑、質地ニ入候ハ、田畑不持ものハ、日切前ニ  
諸道具ハ不残為渡、家屋敷為渡さる也、
  - 一 質地滞金米
- 五兩 五石以下 三十日切

- 五兩已上拾兩迄 五石已上拾石迄 六十日切  
 拾兩より五十兩迄 十石より五十石迄 百日切  
 五十兩より百兩迄 五十石より百石迄 貳百五十日切  
 百兩 百石已上 十ヶ月切  
 貳百兩 貳百石 十三ヶ月切
- 一流地と直小作滞ハ、棄捐ニ申付ヘシ、但、別小作滞ハ、如通例日切可申付、  
 一酉ノ年已来之質地証文不宣、借金ニ准シ候分ハ、別小作滞も借金ニ准シ、小作人ニ濟方申付也、  
 一名田小作入候は、証文又は帳面ニ印形無之は、地主無念ニ付、不取上、  
 一名主加印又は名前等無之証文ハ、取上無之、質置主名主之時、組頭加印無之ハ、取上無之、但、酉年已来は借金ニ准シ、本証文無取上分ハ、小作滞も無取上、  
 一水帳と相違之質地証文ハ、不取無用、借金ニ准ス、  
 一年久敷証文ニても、享保年中之年延添証文於有之は、定式之通、質地濟方申付之、  
 一質入地或ハ小作地之稻、理不尽ニ苟取、又ハ作附手入致之ニおゐてハ、戸ノ或ハ過料、  
 一名主証人等年存、於差留ハ、咎、  
 一無証拠不埒之証文を以、於及出入ハ、地面 公儀え取上
- 之、  
 一宛所無之証文ハ、不取用、年号無之も同断、  
 一年貢未進於有之は、田畑質入致といへとも取上之、売払代金を以、地頭方年貢未進皆濟、殘金於有之は、金主え割賦、  
 一質地年季之内不請返候ハ、流地ニ致候段証文ニ有之、質地は証文之通申付、但、期月ニ至リ、前広ニ訴出候ハ、為請返申ヘシ、  
 一質地年季之内、年貢諸役双方相對之上極置候通勤させ、流地ニ成候節は、本百姓并勤之通例、  
 一質地年季之内請戻シ之儀、地主訴出とも、相對は格別、年季之内は無取上、  
 一拾年季を越候長年季之質地并名主加判無之勿論、名主置候質地ハ、相名主組頭等之役人加判無之は、無取上、是ハ名主加判無之、百姓相對にて倍金或永代売頼納売等准候不法之質地取引候付、前より御停止之、  
 一享保元年申迄年季懸り候質地出入は、取上有之候得共、享保元年申より元文二巳年迄は、年数より十ヶ年余相立、手入等致候得共、年数輕候ては、質地取候もの及迷惑、其上前より右之類、十ヶ年以前之分取上無之ニ付、元文二巳二月より年季明十ヶ年過、訴出候質地、金子有合次第可

請返旨、証文ニ書入候質地ハ、質入之年より十ヶ年過於訴出は、無取上無之、右同様十ヶ年之内ハ、裁許有之、十ヶ年過候分ハ、無取上、金主進退たり、

一 及出入、肩書於書入は、手鎖、

一 質地証文ニ小作之儀書加へ有之ハ、書入借金ニ准し候得共、一紙ニ認候迄ニて不埒無之間、元文三千年より質地ニ相たて裁許有之、

一 証文ニ、年季明ケ不請戻候ハ、永金主不致支配と、文言有之ハ、可致流地と申文言同様ニ付、不請戻故申付、流地たるへし、

一 質地証文定法之文言ニ候は、小作証文ハ残り地等之不宜証文ニても、元金計裁許、小作取立無之候得ハ、本証文ニ残り等之儀無之共、小作証文ニ、反別之内何程直キ小作致、此(作)徳ヲ以惣反別之年貢諸役可勤と有之候ハ、金主手作之分、金作取ニ成候ニ付、元文三千年より之類元金も無取上、品ニより咎有之、

一 証文ニ年貢諸役之分、何程と員数を究、金主ニ可差出由有之ハ、縦ひ年貢諸役分ニ不足ニより、地主返納在之由申出候共、相對之儀ニ付、右証文を用裁許、尤流地以後、百姓并年貢諸役、金主ニ為勤之、

一 二重質取遣り候もの、過料、

一 質置主ニも不為知、証人より質物於請込は、過料、  
一 割判も持參不致所、質物為請返ニおゐてハ、利銀 公儀え取上、

一 当分之事ニ証文致所、金主借金之代り建家等無斷率爾ニ取壞ニおゐてハ、如元致造作為返之、

## 十二 借金家質出入

一 享保十四西已前之借金ハ、取上なし、

一 武士方借金、日切申付置候処、跡式断絶ニ付、一類之内別ニ領地被下置候方より切金為相濟度旨、金主申出といへとも、不及沙汰古例、

一 養子之借金、養父之家来手形致置といへとも、養子実父方え相返上は、不及沙汰古例、

一 借金并書入金、高利ニ当り候分ハ、尅割半之利足ニ直シ、濟方申付、奥書雖有之、印形無之は不取上、

一 町人百姓滞金申付方、借金高多少ニ不構、三十日切之度より切金為差出、出金之仕方不埒ニおゐてハ手鎖懸、猶又滞候ハ、身代限り申付、武士方は日切之度より切金申付ル、

一 借金証文ニ加判人有之ニおゐてハ、当人加判人両方より濟方申付ル、畢竟相對之事故、濟方申付ル節之証文ニ、

家主不及加判、

一家質濟方日切、四五十兩六十日切、六七十兩七八十日切、百兩百日切、千兩已上見計ニ日限申付へし、

一家質利金、一二月滞候分ハ、訴訟不取上、三ヶ月も滞ニおゐてハ濟方申付ル、

一白紙手形ニて於借金致ハ、証文破捨、式三十兩過料申付ル、

一帳面ニ記置候借金、印形無之、附込帳書入有之共、無取上、

一日寄附込状（帳）は、一日ニ大勢え幾口も売懸候分ハ、売場之順ニ附込候事故、印形無之候共取上、濟方申付ル、一日

ニ二兩人之売口、又は日数隔り記候は、附込状（帳）と申ニは無之ニ付、無取上、

一車借錢日なし錢、取上無之、品ニより双方咎之（古例）、一兩人連判ニて金子借請候所、老入於相果は、半金為濟之、返金致といへとも請取書せ不取置、兩人欠落いたし、無証拠たるによりて残老人も半分為濟之、

一証文雖有之、貸金へ候哉、代金ニて候哉、於不相決は、半金為渡之、

一通例之借金を奉公人請狀ニ認、給金と申立といへとも、

実ハ奉公人も無之不埒ニ付、訴訟不取上、不埒之証文致

させ不届ニ付、為過料借金取上之、

一名主五人組印形無之ハ、家質ニ立かたし、借金ニ准入、一借金筋ニ付てハ、店之者を不預家主、

一旅商等ハ、帳面其村之宿又は口入之印形ヲ取置、売懸ヶ候分は取上無之、

一質地借金売懸等証文、不埒ニて無取上類、又は享保（十）四酉年以前之分も、近年之貸金之様ニ申出、裏判附候類有之候、右訴出候節、証文帳面等為差出、相改吟味可成

分、御初判可出候、只今迄も右之様ニ候得共、相談之上弥右之通相改候事、

一証文之宛所書替候もの、借金過料として取上、

### 十三 奉公人出入

一欠落人之給金濟方、請人え申付、若於滞は身代限申付ル、

一取逃引負等之欠落者、請人え三十日切尋申付、不尋出ニおゐてハ、請人身代之様子ニて過料軽重申付、欠落者六

七度ニおよひ不尋出請人ハ、為過料身代四五分或ハ二三分相応ニ取上ル、若奉公人と馴合、不尋出におゐてハ、

其請人御仕置申付、欠落ものハ尋出、取逃物売払候ハ、買主ヲ為戻、金子など遺捨候事分明ニ候ハ、すたり、尤

請人え給金計濟方申付、請人より下請人え懸り願出事ニ  
おゐてハ、下請人え三十日切申付、惣て受人<sup>ハ</sup>濟候金  
子、請人金子兩人え申付、濟方不埒ニおゐてハ兩人共ニ  
身代限り申付、但、武士奉公人、人主取置候共、濟方申  
付、

一 取逃引負之儀、請人兼々存候様子にて候ハ、急度逐吟  
味、落着次第受人御仕置申付ル、

一 右之類、請人欠落致候ても、欠落以前ニ家主預ケ置、其  
品断於有之は、請人之可濟金過料共ニ家主え申付、尤主  
人<sup>ハ</sup>請人を家主方え召連参り預り、但、家主欠落もの、  
店請人え懸り度旨願出候共、不取上之、

一 請人欠落以後、主人<sup>ハ</sup>断有之候共、無取上、

一 取逃引負之欠落ものハ、主人見合ニ本人召連来ルニおゐ  
てハ、取逃物ハ前条之通申付、右欠落者当宿有之、店請  
人取置候ハ、不慥成もの、店請ニ立候品を以、過料、  
当宿店請<sup>(マ)</sup>も於不取上ハ、尤当宿過料、右取逃引負致候  
もの御仕置申付ル、

一 奉公人請ニ立候もの之出入、其家主引請立替為相濟、当  
人致店立又ハ門前払ニ成ル、其以後当人重て之住所見  
届、元家主右立替相濟ニおゐてハ、当人身代限申付、当  
家主えは尤濟方不申付、店賃滞候者を店立いたし、追て

相懸候共、前条之立替金子ハ訳違ニ付、相对次第第二申  
付、

一 引負金百兩以上以下共、当人并親類又ハ可弁筋之者え、  
弁金申付、少<sup>(シ)</sup>も相濟候ハ、引負人は分<sup>(分)</sup>ニ差置、其  
者身上取立候節、主人願出候様ニ申付、身上相立候段、  
主人於願出は、当人身代限り弁させ、身上持候度々幾度  
も弁させ候、

一 引負人を請人え預置、欠落為致ニおゐてハ、其請人分限  
并より多く過料、

一 輕キもの養娘いたし、遊女奉公ニ出候義、実父方<sup>ハ</sup>願出  
候共、無取上、実子養子之無差別、親仕方外成義有  
之、子格別之難義之筋於有之は、吟味有之也、

一 引負人之親類其外ニも致弁金候者無之、当人も可濟手立  
無之ものハ、五十日か百日か手鎖牢舎、又は追放、

一 証文ニ人主請人之無差別、召抱候ものハ戸<sup>ハ</sup>、

一 下女自分として首縊相果候を、女之親類共、主人を盗人  
ニ申成、下主人之儀於致強訴は、獄門、

一 下人ニ不作法之儀申付主人、品ニより遠島、

#### 十四 裁許破綻背其外御仕置者大概

一 裁許難渋之者ハ、牢舎或ハ手鎖、裁許請可申旨申出ハ、

赦免、

一 難立義及強訴ニおゐてハ、閉門戸<sup>ノ</sup>、田畑取上所払、或は追放遠島、

一 先裁許を疎に致に付、於及再訴は、名主役取放、戸<sup>ノ</sup>或ハ過料、

一 先裁許於申紛ハ、戸<sup>ノ</sup>、手鎖、或ハ過料、追放、

一 地頭又は支配組頭之背裁許、難立義於致強訴は、戸<sup>ノ</sup>、所払、過料、

一 立会絵図久敷於滯は、牢舎、於致訴訟ハ、赦免、

一 追放所払之御仕置於不請は、遠島或ハ追放、

一 掟を背、脇差帯候ものハ、脇差取上、手鎖、

一 町人百姓、刀を帯ニおゐてハ、江戸在所追放、

一 名主役被取上、浪人之由偽、於致帯刀ハ、追放、

一 掟飼場ニてもち繩張候ニおゐてハ、過料、其所之名主、戸<sup>ノ</sup>或ハ呵、

一 掟飼場殺生人在之所、於不相改は村中へ過怠鳥番人春より秋迄、或ハ七ヶ年為勤之、其所野廻り不念ニおゐてハ、野廻り役取放、捕候者は、御褒美金五兩被下之、

一 飼付之鳥追立候ニおゐてハ、戸<sup>ノ</sup>、或ハ追立候もの、為過怠名主え預、見出し候者ハ、御褒美被下之、

一 御代官地頭え背ニおゐてハ、其品輕キハ過料、申合所を

立退おゐてハ、過料之上戸<sup>ノ</sup>、其品重キハ追放、

一 御代官を背、所を立退、私料城下<sup>領</sup>え相詰、於強訴致は、頭取ハ獄門、或ハ死罪遠島、

一 御構之地え立帰り候ものハ、死罪遠島、人を殺候ものハ、獄門、

一 前方科有之、追放ニ成候以後、御構之場所え致徘徊、其上ゆすり事於致は、一等重ク可申付ものニ候得共、或博奕之儀致訴人ニよつて本のことく追放、

一 隠鉄炮於致売買は、田畑取上所払、口入人過料、名主組頭、不相改於不念ハ、過料、村中過怠鳥番申付ル、

一 御鷹場ニて隠鉄炮打ニおゐてハ、遠島、名主は田畑并役義取上、組頭は過料、村中ハ過怠鳥番申付、鉄炮打捕候ものハ、御褒美銀式十枚、訴人之者ハ、銀式枚被下之、

一 遊ひ者留置候名主ハ、役義取上戸<sup>ノ</sup>、組頭ハ過料、

一 奉行所之申付之由偽申ニおゐてハ、其品輕ハ過料、

一 願立候事を致願捨、在所え於帰は、過料、

一度々差紙を請、不參之者、其品輕ハ過料、或ハ過怠として宿預ケ或ハ牢舎、

一 相手相果候を押隠し、相手取裏判取之ニおゐてハ、過料、

一 難立義を於致強訴は、其品輕キハ過料、

- 一 御代官地頭ニテ吟味之内、於致直訴は過料、
- 一 他村之者、其村之者ニ成、出入ニ訴出ニおゐてハ、戸<sup>ノ</sup>、
- 一 重制禁義致といへ(と)も、前方相止ニおゐてハ、過料、
- 但、人数盜賊等雖相止<sup>様</sup>も無之事<sup>或</sup>や別段、
- 一 戸<sup>ノ</sup>無之といへとも、詮議之節影を於隱は、戸<sup>ノ</sup>、
- 一 目安裏判似せもの、由、奪取ハ、田畑家財取上所払、
- 一 追放之義を乍存、御構之地え差置ニおゐては、所払、
- 一 役人(え)賄賂差出、其品軽キハ、手鎖或ハ役義取上、
- 一 御成先ニテ無筋訴状差上ニおゐてハ、所払、
- 一 商売仲間の法を背ニおゐてハ、過料、
- 一 過料申付候者相果、悻無之ニおゐてハ、五人組ニ為出
- 之、相果候届延引候ハ、名主押込、
- 一 無下知村<sup>ノ</sup>人足為差出雖遣、賃錢不相渡おゐてハ、牢
- 舎ノ古例、
- 一 先触を書送村<sup>ニ</sup>ニテ無用之用意等為致ニおゐてハ、追放
- 之古例、
- 一 可割返分を其通ニ致置故、及出入ハ、名主ハ役義取上戸
- ノ、組頭同断、
- 一 師匠より弟子不埒ニ付、家業<sup>障</sup>候義、可為心次第、
- 一 重キ事ニ付、偽申触候類ハ、家財取上、江戸払或ハ追
- 放、
- 一 遺恨を以かたわニ成候程疵付候もの、入墨之上遠国非人
- 之手下ニ申付ル、
- 一 偽との義を存ながら、証人ニ立候者ハ、追放、
- 一 証人知る人の名をしるし、外之印形を押候ものハ、重キ
- 追放、
- 一 出入不相済内ハ、論所え立会間數旨申渡所相背、於立会
- ハ、過料或ハ所払、
- 一 無証拠之義及強訴、剩差紙を以呼出候者を相對いたし、
- 不差出奉行所を蔑ニ致スニおゐてハ、追放、訴訟人と相
- 對之上、不罷出相手ハ、過料、
- 一 無取上願、書付を以委細申渡、重て願出候ハ、過料可
- 申付旨申渡、其上ニても於訴訟出ハ、奉行所ニテ不取上
- 願筋違願出、吟味之上弥不取上願ニおゐてハ、再過料、
- 一 親子兄弟其外之親類ニても、御料御免之願且裁許之儀ニ
- 付て之願ハ、別段之願ニ付、先ハ咎ニ不及、
- 一 当人雖願出、障も無之所、親類縁者の上にて訴状差出
- 候共、当人願可申上候<sup>由</sup>ニテ無取上、
- 一 惣て物のまし<sup>(になせらへ)</sup>ない、実説虚説申触候ものは、召捕急度御
- 仕置、
- 一 回船(二)植木庭石其外遊び道具之類、積廻し申事停止、
- 一 破舟之節取上荷物、浮物ハ二十分一、沈物ハ十分一、

但、川舟ハ、浮物ハ三十分一、沈物ハ二十分一、取上候ものえ為取也、

一品川湊内廻船掛之内、小船乗出買出売停止、

一尋之もの不出候ハ、落着難成とて、其一件差延置候ては、構無之ものゝ難義ニ付、六ヶ月を限、尋不出におゐてハ、尋之者は品ニより相当科申付、欠落人見当り次第召捕可来、見逃ニ致、外ゞ見出訴出候ハ、猶又可咎旨申付、一件御仕置落着申付、

一遠国もの御当地え参、無宿ニ成、科無之類ハ勘当、領主構之無差別、領主え渡ス、家中之召遣、道中荷物持ニ成共、又ハ御当地ニて召仕、其内致欠落候共、其通之旨申渡引渡ス、

一重キ追放御扶持人ハ、御扶持之上り家屋敷家財共ニ關所、在方町方ハ、田畑家屋敷共欠所、

一改易中軽追放御扶持人ハ、御扶持家屋敷上り、家財無構、在方町方ハ、田畑家屋敷上、家財構なし、

一田畑取上候もの、科重キハ田畑居屋敷共ニ取上、軽キハ田畑計取上、家屋敷ハ被下、取上屋敷計持、田畑無之者ハ、重キ過料、

一夫科有之田畑取上ニ成候得は、妻之持参田畑も一所ニ取上(一)成、金銀(子)など持参候得は、当座ニ遣捨候故、妻方

へハ不戻、但、妻之名前ニ有之分ハ可為格別、

一身体限り居宅并蔵家財共ニ不殘取上、他所ニ家蔵有之分ハ、諸財物ハ取上、家蔵ハ構なし、

一科重ハ過料之上戸へ、入墨之上敲、或ハ追放ニも二重ニ御仕置可申付、

一過料身代(子)も科之輕重ニ応、過料員数増減可申付候、但、至て輕キもの、過料難出ものハ手鎖申付、

一牢舎申付ものを最初ゞ溜え不遣、病(人)行倒は格別、

一隠遊女商売候者、店ニ差置候は、其屋敷并家財屋蔵共ニ取上之、遊女商売候当人、家主共ニ家財取上百日手鎖、地主ハ外(一)罷有、家主計差置候共、右同断、寺社門前も同断、

一百姓町人一分え懸り候事ニて、何卒仕形も可有之義を訴出、御家人知行切米被召上候程之時候は、其百姓科無之候共、其通ニハ成かたかるへし、相当咎あるへし、

一悪事有之者を召捕候か、訴出候時、右悪党之者方ゞ召捕、訴出候ものニも悪事有之由申懸候得共猥ニ不相糺、若本人ゞ重キ悪事を証拠ニ於申は、双方詮義有之、惣て罪科之者を於訴出は、同類たり共、其罪を被免事ニ候ニ付可差略(子)、

一追放構國々所々、重キ追放、関東八カ国・山城・摂津・

駿河・甲斐・尾張・紀州・堺・奈良・長崎・東海道・木曾路筋、尤其者居候処共、

一中追放、江戸十里四方・京・大坂・奈良・伏見・長崎・東海道・木曾路筋・日光道中・名古屋・和歌山・水戸、

但、御構之書付渡入、

一評定所ニテ追放申付時は、御小人目附、町同心立合、常盤橋御門迄連行、追放ハ屋敷ニテ徒士足輕召連、

一死罪仕置除日之儀、急度御定無之、御精進日其外御祝事等有之候は、心付相除、定日御精進日并朔日・十五日・廿八日・節句之外相除分、左之通、

御誕生日

十月廿一日 十一月廿五日 五月廿七日

七月廿七日 十二月廿一日

御忌日

正月十六日 二月廿一日 二月廿六日

五月十六日 五月廿七日 六月五日

六月四日 七月七日 十月三日

十一月二日 十月廿一日 十二月廿一日

十一月廿七日 十二月廿一日

一過意又ハ吟味之内手鎖<sup>外</sup>逃し候者ハ、品ニより死罪或ハ遠島、追放、被頼<sup>外</sup>逃し候者、右同断、

一死罪ニ可成者、致欠落、其身<sup>ハ</sup>御奉行所え訴出候ニハ、一等を免し遠島、

一入牢之もの、吟味之上科無之ニ相決候所、牢拔るにおゐてハ、遠島、

一地頭<sup>ハ</sup>追放ニ成候処、於及強訴は、遠島、

一重キ事ニ付、跡方も無之義を申懸るにおゐてハ、家財召上所払、或ハ重キ追放、遠島、輕<sup>ハ</sup>過料并過料於滯ハ手鎖、

一養父同前之者え、不慥成義を申懸ルハ、手鎖、

一煩はやり候由虚説を申出、札并無実之薬法を流布致におゐてハ、引廻し之上死罪之古例、

一謀判を見逃<sup>ニ</sup>いたし、礼金等を取候者ハ、獄門、

一輕キ御扶持人、獄門ニ成候時、悴ハ追放、

一対伯父無筋義申出<sup>ニ</sup>おゐてハ、死罪、

一町人大小を指、奉行所巧仕<sup>ニ</sup>おゐてハ、引廻獄門、

一謀書謀判似セ金銀いたし候もの、引廻獄門或ハ磔、

一武家供え突当り、或ハ雜言等申者ハ、追放、

一重科之者悪党者之差口於致ハ、遠島、

一横取金償不埒者ハ、死罪、

一輕キ事ニ付、似セ手紙認候者、家財取上所払、

一御家人死罪候得は、子共遠島、

- 一 浪人村々え廻り、無謂合力を請、旅籠錢等も不払、村次人足を乞、召連通るにおゐては、重キ追放、
- 一 重科之者於牢死ハ、死骸磔、
- 一 閉門赦免可申付と呼出候処、月代剃出候におゐてハ、又閉門、
- 一 住所を隠シ或ハ立退セ候類ハ、家財取上所払、
- 一 輕追放、四十里四方・京・大坂・東海道・日光道中・甲府、江戸追放、十里四方の御構之國々所々書付渡之、
- 一 追放、輕重共、其者之住國ハ一國御構、
- 一 江戸追放ハ、十里四方并其居村御構、
- 一 所払、其居村ハ勿論江戸計御構、私領にては居村并其城下計構、但、一領一支配候共、他村ニ居住ハ構なし、
- 一 奴ニ可成女、悪事有之者之儀、於致差口赦免、
- 一 似セ葉種拵候ものハ、引廻シ死罪或磔、
- 一 養父母ニ対し、不敬不孝之於仕方ハ、重追放、
- 一 御仕置もの之在之四五日前ニ、御様シ御用に付て、町奉行知セ、前日ニ首切同心之事達ル、
- 一 公事裁許又は御仕置は、伺相濟候以後、西ノ御丸え伺書御下知書写上ル、
- 一 下請状致謀判候ものハ、死罪、

- 一 一人殺之義、内証にて濟候とて不訴出ものハ、所払、名主、役義取上、戸々、組頭同断、内証にて葬り候寺院、閉門、
- 二 一手負人を不訴出五人組は、過料、名主ハ、戸々、
- 三 一口論之場へ出合、於致打擲ハ、身代限り取上、所払、
- 四 一酒狂にて人ニ疵付候ものハ、其主人え預置、疵平癒次第、疵之多少によらず療治代、中小姓躰ハ銀貳枚、徒士ハ金壹両、足輕中間ハ銀壹枚差出させ、疵被附候ものえ為取之、
- 五 一酒狂にて人を打擲いたすものハ、身上限り諸道具取上、打擲ニ逢候ものえ為取之、但、酒之儀主人へ断申候節、欠落と申候共、主人方を罷出、三日之内にて候ハ、欠落ニ不相互、
- 六 一酒酔にて諸道具損しさせ候ものハ、過料為出、損失之ものへ為取可申、輕キ身上之ものハ、身代限り申付、
- 七 一酒狂にて自分と疵付、外ニ科無之ものハ、疵不及養生、早速主人え引渡ス、
- 八 一酒狂乱氣にて人を殺候もの、下手人、但、至て輕キものを殺候ハ、品ニより御構無之、但、主殺親殺たりとも乱氣ニ紛なく候ハ、死罪一通、自滅いたし候ハ、死骸不及塩漬取捨、火を付、乱氣之証拠不分明ニ候ハ、

死罪、乱氣ニ紛なきにおゐてハ、常之乱心之通申付、

九一酒狂にて伯父ニ疵付もの、疵平癒候共、甥死罪、

十一百姓町人口論之上、相手理不尽之仕方にて、不得止事

相手を殺候時、相手之親類并其所之名主年寄等、右被殺

候もの、平日不法者にて申分無之ニ付、下手人御免之儀

願出、申所無紛ニおゐてハ、下手人ニ不及、追放、但シ

武士奉公人ハ、其主人願無之候得ハ不差免、

十一一主殺親殺之科人之子共ハ、伺之上申付ル、親類は構

無之候得共、所え預ケ置、本人落着之上、右悪事企不存

ニ相決候は差免し、此外火罪磔ニ成候もの、子共、無

構、右は町人百姓其外軽キ者共之事也、

十二一致方も可有之義を、卒忽之仕方にて及殺害おゐて

ハ、遠島或ハ追放、

十三一預り候林を兄致盜賊、剩御林守え打懸候ニ付、弟不

得止事打殺といへとも、兄え対し卒忽ニ付、追放、

十四一主人之女房と密通之上、右女を可切殺と元主人方へ

踏込候もの、引廻獄門、女房死罪、

十五一主人之妻と致密通候所、下人助命之義、夫願出ニ

付、非人之手下ニ申付、女ハ新吉原え年季無限渡、

十六一武家方家来、町人を切害立退候もの、同家中え尋申

付、疵平癒候共、親類へ療治代を申付、

十七一主人之妻(之)母切殺、密通之上之由と申候(とい)へ

共、無証抛ニ付、引廻死罪、

十八一女房ニ疵付、平癒候共理不尽ニ付、門前払、

十九一密夫と申合、本夫を致切害ニおゐてハ、女房ハ引廻

シ之上磔、密夫ハ獄門、

二十一被殺候ものを致頓死候分にて於不訴出は、兄弟名主

等ハ、重キ追放、其外ハ所払、

二十一喧嘩口論当座之儀にて、人を殺候同類ニ無之、其

もの住所を隠し或ハ退セ(候)ものハ、戸別、

二十二一人殺其外之重キ科有之欠落もの、其者の親類伯父

女房悴ニも可懸者を牢舎申付置、其外之親類、其所之名

主五人組等ニ尋申付候也、日限大概三十日切或五六十日

切と尋申付候、但、廻国等ニ出可尋と申とも無取上、

二十三一科有之、逐電致欠落候処、尋申付候義、主人を家

来、親を子ニ、兄を弟ニ、伯父(を)甥ニ、尋候様ニは不

申付定法也、

二十四一火付盜賊忽て重科人之同類ニハ無之、其者ニ被

頼、住所を隠或立退セ候ものハ、戸別、

二十五一火事之咎、火元五十日手鎖、火元之地主屋敷沽券

金十分一之過料、火元之家主三十日押込、風上式町、風

脇左右式町宛六町、過料、

- 二十六 御成之節火出之料、火元五十日手鎖、火元之家主  
 三十日手鎖、月行事三十日押込、火元之地主屋敷沽券金  
 十分一、五人組廿日押込、名主十日、但、所之者早速消  
 留候得は、火元之当人計五十日手鎖、寺社門前町屋ハ、  
 其所買請又ハ借地いたし町屋建置候ものハ、右之通過怠  
 申付、
- 二十七 火を附候もの捕来り、訴人ニ出し(候)ものハ、御  
 褒美銀三拾枚、并捕候同前之者ハ、銀式杖被下之、
- 二十八 一町方火札張紙等之事、右は畢竟先え難儀を懸可申  
 ため之偽之品ニ候間、其所にて名主火中可仕、然共、張  
 紙致候ものを見届候ハ、召捕可差出、右風聞之義ニ  
 付、云立られ候者、店立いたすニおゐてハ店借可申出、
- 二十九 一平日出火咎、火元、類焼之多少ニ寄、三十日廿日  
 押込、大火之節は前条之通申付、
- 三十一 牢屋焼失之時、致欠落候ものハ、死罪、
- 三十一 一盗ニ入、刃物にて家内之者え疵付候ものハ、疵之  
 多少ニよらず、獄門、
- 三十二 一盗ニ入、刃物にては無之、何之品にて成共、家内  
 之者え疵付候類ハ、死罪、右両様共ニ盗物ハ持主ハ相返  
 候共、右之通申付、但、忍ヒ入候もの、巧候義にては無  
 之、其品輕キハ、入墨之上重キ追放、
- 三十三 一手元ニ有之品を不斗盜候類ハ、直段積金拾兩、  
 但、都て此類ハ百敲或ハ五十敲、其品ニ寄、入墨之上追  
 放、
- 三十四 一盗物と不存買取反物其外之類ニても、其色品にて  
 所持候は、勿論取返シ、被盜候ものへ可返候、
- 三十五 一盗物買取、代金盜取候もの遣捨候ハ、買取候も  
 の可為損金、盗人之雜物を以、右代金可為償、尤代金  
 (盗人)所持候ハ、買取候ものへ可相返、
- 三十六 一盗ニ逢、其盗人を捕来候ハ、盜之品ニ何方之も  
 の買取候とも、勿論取戻可相渡候、若其品手前ニ無之候  
 ハ、買取候もの右代金を為償、盗人捕え来候ものえ可  
 相渡、
- 三十七 一盗可致ため、古主之屋敷え忍ヒ入候ものは、入墨  
 之上重キ追放、
- 三十八 一盗物と乍存売払、又ハ質物ニ置遣候者、死罪、
- 三十九 一橋其外金物等を盜取候者ハ、入墨之上重追放、
- 四十一 一盗可仕と忍ヒ入候侍は、死罪、
- 四十二 一金子拾ひ候者、訴出候は三日さらし、主出候  
 ハ、半分金主え相渡、半分拾ひ候ものえ為取之、反物  
 類にて候ハ、其品不残主え相渡、拾ひ候ものえハ落候  
 もの相応ニ礼為致候、

四十二 一落候もの之主不相知候ハ、半年程見合、弥不出候ハ、拾ひ候ものへ為取之、

四十三 一博奕頭取并三笠附点者金元、同宿候者共、流罪、

但、町方屋敷方之無差別、句拾ひは身代取上、非人之手下ニ申付、

四十四 一博奕打頭取点者金元宿いたし候者、訴出候ハ、

御褒美銀弍十枚、句拾ひを訴出ハ、手筋にて博奕頭取三笠附点者金元宿いたし候ものを捕候ハ、御褒美金五兩或ハ三兩為取之、

四十五 一博奕頭取点者金元致宿候もの、外ハ訴人在之、捕

え候ハ、地主ハ其屋敷取上、但、五ヶ年過候ハ、返し被下、家主在之ハ、其家主家財取上百日手鎖、兩隣之もの共并五人組、家財取上、町内ハ急度過料、名主も越度

ニ申付、但シ右ハ町方之定法也、在方家主名主組頭五人組兩隣共ニ、過料、村中は家居の隔ハ、無構咎ニ不及、

四十六 一右之通ニ候得共、至て輕キハ、稼ニ出候先杯ニて

当座之博奕筒取致候類は、訳違ニ付、地主不咎、

四十七 一三笠附博奕頭取等、遠島之分五ヶ年も過候得は、

赦在之時分書出ス、

四十八 一博奕宿仕、剩自分留守之節、右呼使を打擲及騒動

候所、不訴出者、死罪、

四十九 一右使を頭取打擲候もの、死罪、其外打擲候ものハ、追放、携候ものハ、田畑取上所払、

五十 一組下之者(一)博奕之宿為可仕、宿錢之内取立、剩御

代官ハ呼使を致打擲類、前条之通申付、但、頭取之者を致差図、欠落為仕候名主は、其所ニおゐて引廻獄門、

五十一 一辻番人博奕宿いたし、捨物(捨)を不訴、私ニ仕者ハ、引廻遠島或ハ死罪、

五十二 一男女申合於相果は、死骸不及弔取捨、一方存命ニ

候は、下山人、双方存命ニ候ハ、三日さらし非人之手下ニ申付ル、主人と下人申合相果、主人存命ニ候ハ、不及下山人、非人之手下ニ申付ル、

五十三 一拷問之事、致悪事候証拠慥ニ候得は、当人白状不

致、又ハ科之未相極候得共、外ニ悪事有之分明ニ相知、其科計ニても可被行罪科を以、右之外ニも詮議之上、其

品少々も手筋相決候か、其品ニハ拷問申付、但、差口計にて証拠無之、又ハ怪敷存候一通リニては、拷問ニ不

及、

五十四 一親殺害ニ逢候時、隠居候悴ハ、遠島、

五十五 一御代官地頭ニて吟味之内、直訴いたすニおゐて

ハ、過料、

五十六 一龜忽之仕方ニて、元召仕之女を殺害候者、江戸

払、

五十七一 神木たりといへとも、入会之地にて理不尽ニ伐採

ニおゐてハ、神主逼塞、

五十八一 新規ニ祭りを仕立候村々え送り遣におゐてハ、頭

取并其村之名主組頭、追放之古例、

寛保二戌年四月六日

(奥書)

宝曆十四申年

三月写之畢

役所

時服七

牧野越中守

同 四

石川土佐守

同 四

水野対馬守

右は御定書御用相勤候ニ付、於御座之間 御目見、且又  
拝領物有之候、

金沓枚

御勘定評定留役

浅井半左衛門

同 断

鵜飼左十郎

銀拾枚

湯浅（音）郷藏

同 断

倉橋武右衛門

右御定書御用相務候ニ付、躑躅之間にて被下之旨、松平  
左近将監殿被仰渡候、以上、

戊四月六日